

# 介護保険制度における福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会 対応の方向性に関する取りまとめ

令和5年11月8日

# 目次

1. 検討会設置の背景とこれまでの経緯	2
2. 福祉用具の貸与と販売のあり方等	4
2-1 現状と課題	4
(1) 福祉用具貸与・販売に関する安全な利用の促進	4
(2) 福祉用具貸与・販売に関するサービスの質の向上	5
(3) 福祉用具貸与・販売に関する給付の適正化	6
2-2 対応の方向性	7
2-3 一部貸与種目・種類における貸与と販売の選択制の導入	11
(1) 検討の経緯	11
(2) 現状の課題と検討にあたっての視点	12
(3) 対応の方向性	13
3. 今後の進め方等	17
構成員	18
開催経過	19
参考資料	20

# 1. 検討会設置の背景とこれまでの経緯

- 社会保障審議会介護給付費分科会の令和3年度介護報酬改定に関する審議報告において、「介護保険制度における福祉用具の貸与・販売種目について、利用実態を把握しながら、現行制度の貸与原則の在り方や福祉用具の適時・適切な利用、利用者の安全性の確保、保険給付の適正化等の観点から、どのような対応が考えられるのか、今後検討していくべき」とされたこと等を踏まえ、介護保険制度における福祉用具の貸与・販売種目のあり方や福祉用具貸与・販売に関する諸課題について検討を行うため、令和4年2月に「介護保険制度における福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会」を立ち上げた。
- 本検討会では、福祉用具貸与・販売種目のあり方等に関し、以下の基本的な視点を踏まえ、検討を行った。

## 【高齢者の自立】

介護保険制度における、高齢者の自立支援、利用者自身の選択、予防重視、在宅重視という基本的な理念は普遍的であり、各サービス等によって日常生活の拡大や、社会参加によって地域共生社会の一員として暮らせることを目指すものであり、福祉用具の使用は一つの手段であることを認識した上で、高齢者等の自立にとって何が適切であるかという視点

## 【福祉用具貸与等が果たしてきた役割】

在宅生活の維持や、効果的・効率的な給付において、福祉用具貸与や介護支援専門員との連携も含めた福祉用具専門相談員が果たしている役割が重要であるとの視点

## 【制度の持続可能性の確保】

今後も利用者が増加する一方、担い手である現役世代は減少していくことから、介護保険制度の持続可能性も踏まえて、共助の仕組みである福祉用具貸与について、介護保険方式の全体の中のリスクをどう考えるのか、社会保障制度としての公平性や機会均等、給付と負担等の観点はどうあるべきかとの視点

## 【制度制定当時からの変化に伴う対応】

介護保険法施行当初と比較して、福祉用具製品の充実や市場の拡大、要支援の者、要介護度1の者については特に増加率が高くなっていることから、これらの変化も踏まえ、現在の状況に即しているかという視点

# 1. 検討会設置の背景とこれまでの経緯

- 同年9月には、計6回にわたる検討を経て「これまでの議論の整理」の取りまとめを行い、福祉用具貸与・特定福祉用具販売に係る福祉用具の安全な利用の促進、サービスの質の向上及び給付の適正化への対応等について、一定の検討の方向性が示された。その一方で、「データの不足があるため、きめ細かな調査や研究事業等を引き続き行い、把握したデータ等を具体的に示していく必要があるのではないか」とされたことを受け、各調査研究事業等によるデータの収集・分析等を行った。
- 令和5年7月に本検討会での議論を再開し、福祉用具の安全な利用の促進、サービスの質の向上及び給付の適正化に係る対応の方向性や一部貸与種目・種類を対象とした貸与と販売の選択制の導入等について、計3回議論を行ったところであり、今般、結論が得られた以下の事項に関する対応の方向性について取りまとめるものである。
  - ・ 福祉用具貸与・販売に関する安全な利用の促進
  - ・ 福祉用具貸与・販売に関するサービスの質の向上
  - ・ 福祉用具貸与・販売に関する給付の適正化
  - ・ 一部貸与種目・種類における貸与と販売の選択制の導入

## 2. 福祉用具の貸与と販売のあり方等

### 2-1 現状と課題

令和3年度、4年度に実施した調査研究結果等や本検討会における議論を踏まえ、福祉用具の貸与と販売のあり方等に関する各事項についての現状と課題を整理した。

#### (1) 福祉用具貸与・販売に関する安全な利用の促進

- 令和3年度、令和4年度老人保健健康増進等事業において、福祉用具貸与事業所における事故防止に向けた取組状況の実態を調査した結果、事故やヒヤリ・ハットの範囲・定義を明確にして周知することが出来ていない事業所が4割程度あることがわかった。
- 事業所内での共通認識の下、事故やヒヤリ・ハットの範囲・定義を明確化し、それらの情報を広く収集するとともに、事業所内における事故防止に向けた対応を検討するなどの環境や体制を整え、福祉用具専門相談員の意識向上を図る必要がある。
- 介護予防福祉用具貸与については、福祉用具専門相談員が計画の実施状況の把握（モニタリング）を行い、その結果を記録し、介護予防支援事業者に報告することとしているが、福祉用具貸与については、計画の実施状況の結果の記録等を求めている状況である。また、福祉用具貸与事業所における定期モニタリングの頻度について調査した結果、「原則として6ヶ月に1回」の頻度が最も多いが、一方で疾病があり身体状況の変化が著しい場合、「頻度が高いケースがある」といった回答もあり、モニタリングの実施時期については利用者の状態に応じた違いがみられた。事故を未然に防ぐため、モニタリングの時期等の判断が重要である。
- 福祉用具等に関する有識者、実務者及び関係事業者団体等からなる「福祉用具等の安全利用に関する検討委員会」を令和4年度に設置し、事故及びヒヤリ・ハット情報を市区町村や福祉用具貸与事業所等から収集するとともに、有効活用の仕組みについて検討している。また、検討委員会の下に事例検討部会を設置し、収集した情報の精査、検討事例の抽出、要因分析及び事例集の作成を行っている。

## 2. 福祉用具の貸与と販売のあり方等

### 2-1 現状と課題

#### (2) 福祉用具貸与・販売に関するサービスの質の向上

- 令和3年度、令和4年度老人保健健康増進等事業において、記録項目等を整備した福祉用具貸与計画等の各種様式を使用することで、適切なサービス提供や評価に活用できることが把握できた。一方、情報としては取得しているにも関わらず、記録を行うことの意義や重要性の認識が低いため、福祉用具の選定に必要な「要介護度や身体状況、ADL」等の情報が未記入のケースがあるなど、記録の作成に関する課題も明らかとなった。
- サービス提供におけるPDCAを適切に実践するためには、福祉用具専門相談員の役割や福祉用具貸与計画等の各種様式を活用する目的・方法、記録を行うことの意義等について広く周知することや、福祉用具専門相談員指定講習のカリキュラムを見直すなど、福祉用具専門相談員の知識や技術の向上に向けた具体的な取組が必要である。

## 2. 福祉用具の貸与と販売のあり方等

### 2-1 現状と課題

#### (3) 福祉用具貸与・販売に関する給付の適正化

- 介護給付等費用適正化事業の一つである福祉用具貸与・販売調査等は、保険者ごとで実施状況に差が生じている。約1割の市区町村において、特定のケースが貸与後の点検対象とされている一方、約8割の市区町村において、貸与後の点検が実施されていないという実態が確認された。
- 福祉用具貸与に関する市区町村の課題として、書面による確認だけでは適切な給付かどうかを確認できないこと等が挙げられた。
- 特定福祉用具販売に関する市区町村の課題として、多くの市区町村では、給付の対象商品としての妥当性をカタログや給付実績によって判断しているほか、利用者の身体状況や福祉用具・建築等に関する専門知識を持たない一般職員が、申請書類を確認していることがわかった。
- 福祉用具専門相談員の福祉用具貸与時において、サービス担当者会議等を活用した多職種連携は適時適切な福祉用具の選定に効果的であると考えられるため、一層促進する必要がある。また、多職種連携にあたっては、医師による医学的判断や「理学療法士や作業療法士、言語聴覚士といったリハビリテーション専門職」（以下「リハビリテーション専門職」という。）の意見も参考にする必要がある。
- 地域ケア会議は、多職種で議論することで、これまで焦点があたりなかった問題点や課題の抽出が期待できるが、福祉用具貸与・特定福祉用具販売等に関する検討事例は少ないため、会議の活用にあたっての課題等を整理する必要がある。
- 福祉用具専門相談員による特定福祉用具販売後の使用状況の確認に関して調査したところ、「実施している」と回答した事業所も多くある一方で、「自事業所の福祉用具貸与を提供しているケースのみ」といった回答もあり、販売後の使用状況の確認の有無やその方法については、事業所ごとに差があった。
- 介護保険における福祉用具の選定の判断基準は平成17年度以降見直されておらず、福祉用具専門相談員の指定講習のカリキュラムは平成27年以降見直しがなされていないため、給付の適正化の観点からの見直しを基本としつつ、福祉用具の安全な利用の促進、サービスの質の向上等の観点からも見直しが必要である。

## 2. 福祉用具の貸与と販売のあり方等

### 2-2 対応の方向性

前述した現状と課題を踏まえ、以下のとおり対応を行っていくべきである。

#### (1) 「事故報告様式案」及び「利用安全の手引き」の活用の促進

- 令和3年度「介護保険における福祉用具の利用安全を推進するための調査研究事業」で作成した「福祉用具貸与事業所向けの事故報告様式案」について、自治体及び福祉用具貸与事業所等に対し周知を行う。事故報告の様式・書式が異なる、または様式・書式を定めていない自治体や福祉用具貸与事業所における活用を促し、事故情報の収集に係る体制整備を図る。
- 令和4年度「介護保険における福祉用具の利用安全及びサービスの質の向上に資する事業所の体制を強化するための調査研究事業」で作成した「福祉用具の利用安全のための福祉用具貸与事業所の体制・多職種連携を強化するための手引き」について、自治体及び福祉用具貸与事業所のほか、介護支援専門員等の関係者に対しても周知を行う。「事故及びヒヤリ・ハット防止に向けた対応フロー図」や「事故及びヒヤリ・ハットの定義の例」等を紹介している当該手引きを自治体や福祉用具貸与事業所等で活用することを促し、事故防止に向けた更なる体制整備を図る。なお、自治体における事故情報の分析やフィードバックについては、各自治体における当該取組状況に関する調査等を通じて、実態把握を行う。

#### (2) 「福祉用具・介護ロボット実用化支援等一式（委託事業）」等を活用した事故及びヒヤリ・ハット情報の共有及び安全利用に向けた取組の促進

- 福祉用具に関する事故及びヒヤリ・ハットの情報や安全利用に向けた取組等をメーカーを含む福祉用具の業界全体に対して効果的に発信するため、「福祉用具等の安全利用に関する検討委員会」の下に設置した事例検討部会における取組に関する情報や、消費者庁から公表されている消費生活用製品の重大製品事故のうち、福祉用具に係る事故情報について、福祉用具の安全情報として一元的に提供できるよう、インターネット上で公表していくこと等を検討する。
- また、委託事業における「試作介護機器へのアドバイス支援事業」等を通じて、開発中又は上市して間もない介護機器について、安全利用に資する機能等の検討・アドバイスをを行い、安全機能を有する機器開発の促進を図る。



## 2. 福祉用具の貸与と販売のあり方等

### 2-2 対応の方向性

#### (3) 全国課長会議等における消費生活用製品安全法に基づく重大事故報告の周知徹底

- 消費生活用製品の重大製品事故のうち福祉用具に係る事故情報については、都道府県・指定都市・中核市を通じて、市町村及び福祉用具貸与事業所等に対し、随時周知を行っているが、当該内容について、(2)の取組のほか、例年3月に開催されている全国課長会議等の場において、改めての周知徹底を行い、重大事故情報の共有と管内の各事業所に対する周知徹底の要請を通じた福祉用具の安全利用の促進を図る。

#### (4) サービス提供におけるPDCAの適切な実践に向けた周知徹底

- サービス提供における各種様式の活用・記録等を通じたサービスの質の向上(PDCA)を適切に実践していくため必要となる「福祉用具貸与・販売計画の作成」や「モニタリング」等の福祉用具専門相談員の役割について、関係規定等に基づき内容をまとめるとともに、その内容や福祉用具貸与・販売計画等の各種様式の活用の目的・方法、記録を行うことの意義のほか、現に従事している福祉用具専門相談員を対象とした研修機会、医師やリハビリテーション専門職等の医療職を含めた多職種との連携の必要性についても、福祉用具貸与事業所に対し周知を図る。

#### (5) 「福祉用具専門相談員指定講習カリキュラムの見直しに向けた調査研究事業」を通じた指定講習カリキュラムの更新に向けた取組の実施

- 福祉用具の安全な利用やPDCAの推進、それらを効果的に行うための多職種連携等を適切に実施するため、「福祉用具専門相談員指定講習カリキュラムの見直しに向けた調査研究事業」で実施する有識者による検討や各指定講習実施者へのアンケート調査等を通じて、福祉用具専門相談員指定講習カリキュラムの見直しを行う。

## 2. 福祉用具の貸与と販売のあり方等

### 2-2 対応の方向性

#### (6) 「介護保険における福祉用具の選定の判断基準の見直しに向けた調査研究事業」を通じたサービスの質の向上や判断基準の見直し、医師やリハビリテーション専門職等の医療職を含めた多職種連携の促進

- 「介護保険における福祉用具の選定の判断基準」について、これまでの議論の整理において指摘された以下の事項に留意し、自治体職員を含む幅広い関係者で共有できる内容となるよう見直しを行う。その際、実際の利用事例等を検証・精査するとともに、有識者による検討会での議論等を行い、現在の給付における特徴や課題を整理する。
  - ・ 平成17年度以降に新たに給付対象となった福祉用具に関する記載の追加
  - ・ 医師やリハビリテーション専門職等の医療職を含めた多職種連携の促進や適正な給付の観点を踏まえた内容の見直し
  - ・ 例外的な給付を行う場合の留意事項の例示
  - ・ 福祉用具の選定等における妥当性の判断に資する情報 等

#### (7) 「在宅高齢者の多様な状態を踏まえた福祉用具貸与事業者の支援のあり方に関する調査モデル研究事業」を通じたモニタリングの実施時期等の明確化及び多職種連携の好事例の収集と横展開

- 福祉用具貸与事業所のモニタリング実施時期の明確化を図るため、介護予防福祉用具貸与の開始時及びモニタリング実施時における福祉用具専門相談員の支援の実態を明らかにし、貸与期間設定の根拠の分析、適切な期間設定とモニタリングの実施による効果の検証を行うとともに、介護予防福祉用具貸与及び福祉用具貸与に係る運営基準を改正し、モニタリングの実施時期を計画の記載事項として追加することを検討する。併せて、福祉用具貸与においては、モニタリング時に、福祉用具の使用状況等を記録し、介護支援専門員に交付することを検討する。
- また、福祉用具専門相談員が実施する利用者に対する多職種連携による支援の好事例を収集し、横展開に向けた検討を行う。

## 2. 福祉用具の貸与と販売のあり方等

### 2-2 対応の方向性

#### (8) 「自治体における福祉用具・住宅改修の適正化施策等の取組促進に向けた研究事業」を通じた自治体向け点検マニュアルの作成

- 「自治体における福祉用具・住宅改修の適正化施策等の取組促進に向けた研究事業」で実施する各市区町村に対するアンケート及びヒアリング調査の結果等を踏まえ、自治体向けの点検マニュアルを作成・周知し、制度の適正な運用の観点からチェック体制の充実・強化を図る。
- 点検マニュアルの作成にあたっては以下の点にも留意する。
  - ・ 地域ケア会議やサービス担当者会議等の多職種連携の場における点検のポイントや検証の仕組み
  - ・ 点検における市区町村の業務負担軽減
  - ・ 自治体が把握している福祉用具貸与事業所における事故情報の活用 等

## 2. 福祉用具の貸与と販売のあり方等

### 2-3 一部貸与種目・種類における貸与と販売の選択制の導入

#### (1) 検討の経緯

- 令和2年11月の財政制度等審議会財政制度分科会において、「福祉用具貸与のみを内容とするケアプランが約6%を占め、その内容として歩行補助杖等の廉価な品目が7割を占めており、歩行補助杖等の要介護度に関係なく給付対象となっている廉価な福祉用具については、保険給付による貸与から販売に変えることで毎月のケアプラン作成等のケアマネジメントの費用を不要とすることが考えられる」との指摘がなされた。
- これを受け、社会保障審議会介護給付費分科会においても議論がなされ、「新経済・財政再生計画 改革工程表2021」（令和3年12月23日経済財政諮問会議）では「福祉用具貸与の在り方について、要介護度に関係なく給付対象となっている廉価な品目について、貸与ではなく販売とするなど、2020年度の関係審議会における審議結果を踏まえ、引き続き必要な対応を検討」とされた。
- こうした論点については、令和4年9月までの計6回にわたる本検討会において、
  - ・ 利用者本人の尊厳に応じた自立支援の徹底、自己決定権の行使による自己実現を図る機会の確保
  - ・ 被保険者数、サービス利用者数、軽度者の増加がある中での、制度の持続可能性の確保
  - ・ 様々な福祉用具が増えた中、貸与になじまない性質とされる「他人が使用したものに対する心理的抵抗感」等の捉え方の変化の可能性といった基本的な視点を踏まえつつ、議論が行われたところであり、介護保険制度における福祉用具の貸与から販売への移行については、
  - ・ 利用者の意向や負担の状況等を踏まえた貸与と販売の選択制の導入などの積極的な検討を求める意見がある一方、
  - ・ 高齢者は状態の変化が生じやすいため、適宜借り換え等が行える貸与が望ましいなど、様々な意見があった。こうした意見を踏まえ、福祉用具の貸与と販売に関する適正化方策の一つとして、「福祉用具貸与・特定福祉用具販売の選択が可能かどうか」について更に検討を行うこととした。
- 前述したとおり、令和3年度、令和4年度に実施した調査研究結果等によるデータの分析結果等を踏まえ、一部貸与種目・種類における貸与と販売の選択制の導入についても更に検討を進めてきたところである。

## 2. 福祉用具の貸与と販売のあり方等

### 2-3 一部貸与種目・種類における貸与と販売の選択制の導入

#### (2) 現状の課題と検討にあたっての視点

- 介護保険制度における福祉用具については、利用者の身体状況や要介護度の変化等に応じて、適時・適切な福祉用具を利用者に提供できるよう、貸与を原則として、他人が使用したものを再利用することに心理的抵抗感が伴うもの、使用によって形態・品質が変化し、再利用できないものは販売種目としている。この枠組み自体は制度施行時より変更がなく、仮に貸与種目の購入を利用者が希望する場合は、現状においては保険給付の対象外となる。
- 現行制度では福祉用具の貸与期間について制限は設けられておらず、貸与期間が短期間であれば、販売よりも利用者の負担を抑えることができる一方、貸与期間が長期間になれば、貸与価格の累計額が販売価格を上回る場合もある。一部の貸与種目・種類は、過去の給付データ等より確認できる利用実態等を見ると、購入した方が負担が抑えられる者の割合が相対的に高いため、福祉用具貸与と特定福祉用具販売の選択を可能とすることが合理的と考えられる。
- しかしながら、利用者自らが身体状況の変化や用具の利用期間等を正しく予測することは困難なため、利用者が貸与と販売を選択する際に、各種専門職による情報提供・連携が図られることや当該利用者の主治医等による医学的な見解を十分に踏まえることが必要である。加えて、利用者の状態像等に近似する、過去の実績データを参照することも重要であり、国において利用が長期化する利用者の状態像や条件をより詳細かつ分かりやすく提示していくことが必要である。その上で、利用者が貸与と販売のメリットとデメリットを理解しつつ、最も適切な選択を行えるようにすることが重要である。
- 福祉用具貸与は、提供した用具について、利用者等からの要請等に応じて、使用状況の確認、使用方法の指導・修理等の実施が求められ、運営基準において貸与計画の実施状況の把握や計画の変更等（福祉用具の使用に関するモニタリングやメンテナンス）を行うことが規定されているが、特定福祉用具販売についてはこうした規定がないため、購入した場合のモニタリングやメンテナンスのあり方についても検討が必要である。
- 特定福祉用具販売計画についても、利用目標を設定し、その内容を利用者に説明するという点においては、福祉用具専門相談員の関与の上で行われており、特定福祉用具販売における目標の達成状況や安全な利用の確認のためにも、販売後の状況確認が必要である。また、販売後の使用状況の確認やメンテナンスを適切に行うため、販売時に連絡先等を利用者に伝えること等の対応も重要である。

## 2. 福祉用具の貸与と販売のあり方等

### 2-3 一部貸与種目・種類における貸与と販売の選択制の導入

#### (3) 対応の方向性

- 前述の検討の視点を踏まえ、一部貸与種目・種類における貸与と販売の選択制を導入することとし、以下の3つの項目について検討を行った結果をまとめた。
- なお、選択制と介護保険制度における福祉用具の貸与原則の考え方との関係については、貸与原則を維持しつつ、選択制の対象となる種目・種類のうち利用者が販売を選択したものについては、貸与原則の例外となり、これまでの「他人が使用したものを再利用することに心理的抵抗感が伴うもの、使用によって形態・品質が変化し、再利用できないもの」という例外の範囲を拡大することとなる。また、選択制の導入に伴い、選択制の対象となる種目・種類については、福祉用具貸与だけでなく特定福祉用具販売においても介護保険の給付対象に加えることとなる。

#### 1) 選択制の対象とする種目・種類

#### 2) 選択制の対象者の判断と判断体制・プロセス

- ・ 対象者の判断
- ・ 判断体制・プロセス

#### 3) 貸与又は販売後のモニタリングやメンテナンス等のあり方

- ・ 貸与後のモニタリングのあり方
- ・ 販売後の確認やメンテナンスのあり方

## 2. 福祉用具の貸与と販売のあり方等

### 2-3 一部貸与種目・種類における貸与と販売の選択制の導入

#### 1) 選択制の対象とする種目・種類

- 貸与と販売の選択が可能な種目・種類は、要介護度に関係なく給付が可能な福祉用具のうち、
  - ・ (利用者が購入の判断を行いやすい) 比較的廉価なものであり、
  - ・ これまでの利用実績のデータをもとに、希望小売価格を1ヶ月の貸与価格で除して算出した月数(以下「分岐月数」という。)より平均貸与月数が長い若しくは同等、かつ、分岐月数より長く利用している者の割合が相対的に高いもの(およそ4割程度以上)とする。
- 具体的には、「固定用スロープ」「歩行器」(※1)「単点杖(松葉杖を除く)」「多点杖」の4つとする。なお、これらは可動部がない用具が多く、利用開始後のメンテナンスの必要性が比較的低いと考えられるものである。
  - ※1 対象種目である「歩行器」は種類ごとに「歩行車」若しくは「歩行器」に区分することができ、選択制の対象として考えられるのは種類としての「歩行器」である。
- また、貸与と販売の選択を利用者の意思に委ねるのであれば、対象種目・種類を限定する必要はないのではないかという意見も考えられるが、利用者の多くが貸与を志向しているといった調査結果を踏まえると、一定以上の者が長期利用しているといった、購入することが一定程度合理的であると客観的に考えられる種目・種類について導入することが適当であると考えられる。
- 「固定用スロープ」等については、複数個の使用が必要とされる場合があるため、購入される場合には必要に応じて複数個支給を認めるよう、国から自治体に対して周知を行うこととする。また福祉用具専門相談員に対しても、必要性について十分に検討することを求めることとする。
- 特定福祉用具販売における同一年度の支給基準限度額については、選択制導入による限度額への影響や限度額を超過する利用者の傾向等について、選択制導入後に実態を把握し、その結果を踏まえ、今後検討を行うこととする。

## 2. 福祉用具の貸与と販売のあり方等

### 2-3 一部貸与種目・種類における貸与と販売の選択制の導入

#### 2) 選択制の対象者の判断と判断体制・プロセス

##### ・対象者の判断

- 福祉用具貸与の利用者における「介護が必要になった原因」は様々であり、また、過去のデータから長期利用者に関する一定の傾向は確認できるものの、一律に対象者を限定することは困難であることから、選択制の対象者は限定しないこととする。

##### ・判断体制・プロセス

- 選択制の対象となる福祉用具を利用する場合は、利用者等の意思決定に基づき、貸与又は販売を選択することができることとする。
- 利用者等が適切な判断を行うために必要な事前のプロセスとして、貸与と販売の選択について検討を行う際は、医師やリハビリテーション専門職等の医療職を含めた多職種の見解を反映させるためにサービス担当者会議等を活用することとするほか、介護支援専門員が各専門職への「照会」により意見を聴く方法も可能とする。
- 介護支援専門員又は福祉用具専門相談員は、取得可能な医学的所見（※2）等に基づきサービス担当者会議等で得られた判断を踏まえ、利用者等に対し、貸与又は販売に関する提案を行う。

※2 医学的所見は、判断する直近のものを取得することを原則とし、やむを得ず取得できない場合は、適時適切な時期に取得した医学的所見等をもとに判断を行うものとする。また、既に判断する直近の医学的所見を取得している場合は、新たに取得を求める趣旨ではない。

##### ・その他

- 国は、選択制の対象種目における平均的な利用月数等の情報について、関係者に対し提供することとする。



## 2. 福祉用具の貸与と販売のあり方等

### 2-3 一部貸与種目・種類における貸与と販売の選択制の導入

#### 3) 貸与又は販売後のモニタリングやメンテナンス等のあり方

##### ・貸与後のモニタリングのあり方

- 選択制の対象となる福祉用具を貸与した場合、福祉用具専門相談員は、
  - ・ 福祉用具専門相談員のモニタリングの実施時期の実態や分岐月数を踏まえ、利用開始後少なくとも「6ヶ月以内に一度」モニタリングを行い、貸与継続の必要性について検討を行うこととする。
  - ・ モニタリング時に記録する福祉用具の利用状況などを踏まえ、利用開始から6ヶ月以降においても、必要に応じて貸与継続の必要性について検討を行うこととする。

##### ・販売後の確認やメンテナンスのあり方

- 選択制の対象となる福祉用具を販売した場合、福祉用具専門相談員は、
  - ・ 福祉用具サービス計画における目標の達成状況を確認する。
  - ・ 保証期間を超えた場合であっても、利用者等からの要請に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等（メンテナンス）を行うよう努める。
  - ・ 利用者に対し、商品不具合時の連絡先を情報提供する。

### 3. 今後の進め方等

- 本検討会では、福祉用具の安全な利用の促進、サービスの質の向上及び給付の適正化や一部貸与種目・種類を対象とした貸与と販売の選択制の導入に関する事項を中心に検討を行い、対応の方向性を取りまとめた。
- 今後、本検討会の取りまとめを社会保障審議会介護給付費分科会に報告し、その意見を聴いた上で、本取りまとめで示した対応の方向性を踏まえ、政府において着実に各種取組を実行に移していくことが求められるとともに、その効果や課題等については、引き続き調査・検証を行い、改善や充実を図っていく必要がある。
- また、貸与と販売の選択制の導入にあたっては、現場で制度が円滑に運営されるよう、関係者の意見を十分反映し、事務負担の軽減にも配慮した詳細な制度設計とわかりやすい制度の周知に努めることが必要である。
- 最後に、介護保険制度の持続可能性といった基本的な視点等を踏まえつつ、福祉用具が利用者の自立支援を促進し、効果的・効率的に提供されていくために、福祉用具の安全な利用の促進、サービスの質の向上及び給付の適正化等の観点から関係者が一体となって取り組んでいくことを期待したい。

安藤 道人	立教大学経済学部 准教授
石田 光広	稲城市 副市長
岩元 文雄	一般社団法人 全国福祉用具専門相談員協会 理事長
江澤 和彦	公益社団法人 日本医師会 常任理事
岡田 進一	大阪市立大学大学院 生活科学部 教授
小野木 孝二	一般社団法人 日本福祉用具供給協会 理事長
久留 善武	一般社団法人 シルバーサービス振興会 事務局長
五島 清国	公益財団法人テクノエイド協会 企画部長
近藤 和泉	国立研究開発法人国立長寿医療研究センター 病院長
七種 秀樹	一般社団法人 日本介護支援専門員協会 副会長
田河 慶太	健康保険組合連合会 理事
田中 紘太	株式会社マロー・サウンズ・カンパニー 代表取締役
◎ 野口 晴子	早稲田大学政治経済学学術院 教授
花岡 徹	一般社団法人 日本福祉用具・生活支援用具協会 会長
東畠 弘子	国際医療福祉大学大学院 福祉支援工学分野 教授
別所 俊一郎	早稲田大学政治経済学学術院 教授
渡邊 慎一	横浜市総合リハビリテーションセンター 副センター長 一般社団法人日本作業療法士協会 生活環境支援推進室 副室長

(敬称略、五十音順)

◎ : 座長

## 第1回検討会（令和4年2月17日）

- ・ 福祉用具の現状と課題に関する意見交換

## 第2回検討会（令和4年3月31日）

- ・ 検討内容に関する具体的な課題・論点に関する議論について

## 第3回検討会（令和4年4月21日）

- ・ 検討内容に関する具体的な課題・論点に関する議論について

## 第4回検討会（令和4年5月26日）

- ・ 検討内容に関する具体的な課題・論点に関する議論について

## 第5回検討会（令和4年7月27日）

- ・ これまでの議論の整理について

## 第6回検討会（令和4年9月5日）

- ・ これまでの議論の整理の取りまとめ

## 第7回検討会（令和5年7月20日）

- ・ これまでの議論の整理等を踏まえた福祉用具貸与・販売種目のあり方について

## 第8回検討会（令和5年8月28日）

- ・ これまでの議論を踏まえた福祉用具貸与・販売種目のあり方について

## 第9回検討会（令和5年10月30日）

- ・ 前回検討会を踏まえた対応案について
- ・ 対応の方向性に関する取りまとめ

## 参考資料

## Ⅲ （福祉用具の安全な利用の促進）

福祉用具の事故等に関して、再発防止の観点から、市町村等においてどのような内容の情報が収集されているのか実態把握を行うとともに、関係省庁及び関係団体と連携しつつ、事故が起きる原因等の分析や情報提供の方法等について、Ⅱ 6 ①（介護保険施設におけるリスクマネジメントの強化）アの取組を踏まえながら、更なる効果的な取組について、今後検討していくべきある。また、福祉用具専門相談員の更なる質の向上の観点から、福祉用具の事故防止に資する情報を基に、福祉用具専門相談員の指定講習カリキュラム等の必要な見直しを検討していくべきである。

## Ⅲ （福祉用具貸与・販売種目の在り方）

介護保険制度における福祉用具の貸与・販売種目について、利用実態を把握しながら、現行制度の貸与原則の在り方や福祉用具の適時・適切な利用、利用者の安全性の確保、保険給付の適正化等の観点から、どのような対応が考えられるのか、今後検討していくべきである。

# 事故やヒヤリハットの防止に向けた環境整備の取組状況

- 福祉用具貸与事業所における事故防止に向けた環境整備の取組として、「事故の範囲・定義を明確にして周知」と回答した事業所が約6割、そうではない事業者が約4割であった。

事故やヒヤリ・ハットの防止に向けた環境整備の取組

調査数	事故の範囲・定義を明確にして周知	ヒヤリ・ハットの範囲・定義を明確にして周知	貴事業所もしくは法人が独自に作成した事故やヒヤリ・ハットに関するマニュアル等を整理	他機関・団体等が作成した事故やヒヤリ・ハットに関するマニュアル等を整備	その他	特になし	無回答
359	218	163	88	103	15	34	3
100.0%	60.7%	45.4%	24.5%	28.7%	4.2%	9.5%	0.8%

【出典】 令和4年度老人保健健康増進等事業「介護保険における福祉用具の利用安全及びサービスの質の向上に資する事業所の体制を強化するための調査研究事業」より作成  
 (一般社団法人日本福祉用具供給協会)

## 福祉用具貸与事業所における定期モニタリングの頻度等

- 福祉用具貸与事業所における定期モニタリングの頻度について、「原則として6か月に1回」が81.6%と最も多かった。また、事業所の43.2%が「頻度が高いケースがある」と回答しており、その具体例として、「ADL変化が早い利用者で、福祉用具の入替等が必要な方（がん末期等）」、「疾病があり身体状況の変化が著しい場合」等の利用者の状態・体調等に関する内容が特に多く挙げられた。

事業所としての定期モニタリングの頻度

調査数	原則として1〜2か月に1回	原則として3か月に1回	原則として6か月に1回	その他	無回答
359	16	39	293	10	1
100.0%	4.5%	10.9%	81.6%	2.8%	0.3%

定期モニタリングの頻度が高くなるケースの把握状況

調査数	頻度が高いケースがある	特にない	無回答
359	155	201	3
100.0%	43.2%	56.0%	0.8%

(※) 定期モニタリングの「頻度が高いケースがある」場合の具体例としては、利用者の状態・体調・希望等に関する内容が特に多く、「ADL変化が早い利用者で、福祉用具の入替等が必要な方（がん末期等）」、「身体状況が不安定で病気や床ずれが出来易い方など頻回に訪問している」、「疾病があり身体状況の変化が著しい場合は、毎月、もしくは都度都度行っている」、「お客様の希望、使用頻度が極めて高い場合」といった回答が挙げられた。

【出典】令和4年度老人保健健康増進等事業「介護保険における福祉用具の利用安全及びサービスの質の向上に資する事業所の体制を強化するための調査研究事業」より作成  
 (一般社団法人日本福祉用具供給協会)



# 市区町村における福祉用具貸与後の点検状況

- 福祉用具貸与後に点検の対象としているケースにおいて、「点検は実施していない」が79.6%と最も多く、次いで「特定のケースを対象としている」が11.6%であった。

福祉用具貸与後に点検の対象としているケース【単一回答】

	件数	全件対象となる	特定のケースを対象としている	点検は実施していない	無回答
合計	1228 100%	87 7.1%	142 11.6%	978 79.6%	21 1.7%

特定のケースを対象としていると回答した場合の内訳【単一回答】

	件数	軽度者に対する車いす等	選定基準上で、利用が想定しにくい状態とされている者に対する貸与	2個以上同一種目で給付されているもの	手すり・スロープ以外で、手すり・スロープで、特に給付個数が多いもの	商品が給付対象となるか確認が必要なもの	その他	無回答
合計	142	53 37.3%	80 56.3%	57 40.1%	56 39.4%	57 40.1%	88 62.0%	3 2.1%

# 福祉用具貸与に関する市区町村としての課題

- 現行の福祉用具貸与に関する市区町村としての課題は、「例外的な給付について、書面による確認だけでは適切な給付か確認できない」が44.7%と最も多かった。

市区町村としての課題【複数回答】

	件数	例外的な給付について、書面による確認だけでは適切な給付か確認できない	既に貸与されているものの点検について、点検すべき対象が明確ではない	要介護者の増加に伴い給付額が増加している	事業所への指導等ができていない	リハビリテーション専門職等の専門職がない	外部のリハビリテーション専門職等の専門職に相談したいが対応してくれる組織がない	外部のリハビリテーション専門職等に相談したいが対応してもらえない	その他	特になし	無回答
全体	1228	549 44.7%	463 37.7%	391 31.8%	356 29.0%	513 41.8%	77 6.3%	80 6.5%	53 4.3%	204 16.6%	51 4.2%
政令指定都市	17	12 70.6%	11 64.7%	10 58.8%	9 52.9%	11 64.7%	4 23.5%	3 17.6%	3 17.6%	0 0.0%	0 0.0%
中核市	56	25 44.6%	19 33.9%	21 37.5%	21 37.5%	17 30.4%	3 5.4%	2 3.6%	1 1.8%	10 17.9%	0 0.0%
特別区	22	14 63.6%	8 36.4%	5 22.7%	4 18.2%	8 36.4%	1 4.5%	1 4.5%	1 4.5%	2 9.1%	0 0.0%
一般市	569	273 48.0%	236 41.5%	220 38.7%	172 30.2%	241 42.4%	36 6.3%	38 6.7%	37 6.5%	71 12.5%	13 2.3%
町	486	211 43.4%	166 34.2%	126 25.9%	130 26.7%	211 43.4%	30 6.2%	30 6.2%	9 1.9%	95 19.5%	29 6.0%
村	78	14 17.9%	23 29.5%	9 11.5%	20 25.6%	25 32.1%	3 3.8%	6 7.7%	2 2.6%	26 33.3%	9 11.5%

# 市区町村における特定福祉用具販売に関する給付の妥当性の確認方法

- 市区町村が特定福祉用具販売における給付の対象商品としての妥当性を確認する方法は、「カタログの記載を確認している」が88.0%と最も多く、次いで「過去の給付実績を確認している」が51.8%であった。また、全ての地域区分で「カタログの記載を確認している」が最も多かった。

対象商品としての妥当性の確認方法（判断材料）【複数回答】

	件数	特に確認はしていない	TAISコードの有無を確認している	カタログの記載を確認している	メーカーへ問い合わせしている	過去の給付実績を確認している	他の市区町村での給付実績を確認している	その他	無回答
全体	1228	46 3.7%	386 31.4%	1081 88.0%	42 3.4%	636 51.8%	72 5.9%	112 9.1%	4 0.3%
政令指定都市	17	0 0.0%	12 70.6%	16 94.1%	2 11.8%	13 76.5%	0 0.0%	2 11.8%	0 0.0%
中核市	56	1 1.8%	29 51.8%	52 92.9%	3 5.4%	43 76.8%	2 3.6%	4 7.1%	0 0.0%
特別区	22	0 0.0%	11 50.0%	21 95.5%	2 9.1%	13 59.1%	2 9.1%	6 27.3%	0 0.0%
一般市	569	12 2.1%	219 38.5%	502 88.2%	19 3.3%	315 55.4%	41 7.2%	59 10.4%	2 0.4%
町	486	28 5.8%	94 19.3%	422 86.8%	14 2.9%	223 45.9%	23 4.7%	38 7.8%	1 0.2%
村	78	5 6.4%	21 26.9%	68 87.2%	2 2.6%	29 37.2%	4 5.1%	3 3.8%	1 1.3%

# 市区町村における福祉用具貸与後に関する点検の実施者の状況

- 市区町村における福祉用具貸与後に関する点検の実施者は「市区町村職員（一般職員）」が69.4%と最も多かった。
- 市区町村職員の具体的な職種は「保健師」が38.4%であった。「その他（42.9%）」として、包括の介護支援専門員や福祉用具専門相談員などが挙げられ、外部の専門職の具体的な職種としては、「理学療法士」が71.4%と最も多く、次いで「作業療法士」が42.9%であった。

点検の実施者【複数回答】

	件数	市区町村職員 (一般職員)	市区町村職員 (リハビリテーション専門 職等、専門職)	外部の専門職 (リハビリテーション専門 職等、専門職)	その他	無回答
合計	229	159 69.4%	105 45.9%	13 5.7%	11 4.8%	12 5.2%

市区町村職員、外部の専門職の具体的な職種【複数回答】

	件数	保健師	看護師	准看護師	理学療法士	作業療法士	社会福祉士	介護福祉士	義肢装具士	その他	無回答
市区町村職員	112	43 38.4%	18 16.1%	1 0.9%	14 12.5%	11 9.8%	23 20.5%	14 12.5%	0 0.0%	48 42.9%	1 0.9%
外部の専門職	28	1 3.6%	0 0.0%	0 0.0%	20 71.4%	12 42.9%	0 0.0%	1 3.6%	0 0.0%	6 21.4%	2 7.1%

# 地域ケア会議における福祉用具貸与・特定福祉用具販売等の事例検討の状況

- 地域ケア会議における福祉用具貸与・特定福祉用具販売・住宅改修の事例の検討について、「検討した事例はない」と回答した自治体が81.1%、「検討した事例がある」と回答した自治体が18.1%であった。

福祉用具貸与・特定福祉用具販売・住宅改修の事例について地域ケア会議での検討実施有無【単一回答】

	件数	検討した事例がある	検討した事例はない	無回答
全体	1228 100%	222 18.1%	996 81.1%	10 0.8%
政令指定都市	17 100%	4 23.5%	13 76.5%	0 0.0%
中核市	56 100%	12 21.4%	44 78.6%	0 0.0%
特別区	22 100%	4 18.2%	18 81.8%	0 0.0%
一般市	569 100%	113 19.9%	450 79.1%	6 1.1%
町	486 100%	82 16.9%	401 82.5%	3 0.6%
村	78 100%	7 9.0%	70 89.7%	1 1.3%

# 福祉用具専門相談員による特定福祉用具販売後の使用状況の確認状況

- 福祉用具専門相談員による特定福祉用具販売後の使用状況の確認については、「実施している」が67.9%、「自事業所の福祉用具貸与を提供しているケースのみ実施している」が19.8%であった。
- 「実施している」と回答した事業者において、販売から確認までの期間は、「7～9日」が53.4%と最も多く、その確認方法は、「電話」が67.4%と最も多く、次いで「訪問」が50.1%であった。

使用状況の確認の有無【複数回答】

件数	実施していない	実施している	自事業所の福祉用具貸与を提供しているケースのみ実施している	利用している介護保険サービスが福祉用具販売のみの場合には実施している	無回答
1434	132	973	284	10	35
100%	9.2%	67.9%	19.8%	0.7%	2.4%

使用状況の確認の方法【複数回答】

件数	訪問	電話	その他	無回答
973	487	656	26	52
	50.1%	67.4%	2.7%	5.3%

使用状況の確認までに要する期間

件数	1～3日	4～6日	7～9日	10～15日	16日以上	無回答	平均(日)	標準偏差	最大値(日)	最小値(日)
973	105	68	520	167	39	74	8.2	6.8	120	1
100%	10.8%	7.0%	53.4%	17.2%	4.0%	7.6%				

# 福祉用具専門相談員指定講習カリキュラムの見直しに向けた調査研究事業

令和5年度老人保健健康増進等事業（一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会）

- 福祉用具専門相談員の指定講習のカリキュラムは平成27年以降、見直しがされていないが、令和3年度介護報酬改定に関する審議報告や、介護保険制度における福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会の議論の整理にて、福祉用具の利用安全の促進等の観点から見直しについて言及されており、近年の制度改正等も踏まえ見直す必要がある。
- 本調査研究の成果を踏まえ、令和6年度中に指定講習のカリキュラムを定めている告示や通知を改正の上、令和7年度からの施行を目指す。

## 現行のカリキュラム 【平成27年4月～】

科目	科目名	時間
1. 福祉用具と福祉用具専門相談員の役割	福祉用具の役割	1
	福祉用具専門相談員の役割と職業倫理	1
2. 介護保険制度等に関する基礎知識	介護保険制度の考え方と仕組み	2
	介護サービスにおける視点	2
3. 高齢者と介護・医療に関する基礎知識	からだところの理解	6
	リハビリテーション	2
	高齢者の日常生活の理解	2
	介護技術	4
	住環境と住宅改修	2
4. 個別の福祉用具に関する知識・技術	福祉用具の特徴	8
	福祉用具の活用	8
5. 福祉用具に係るサービスの仕組みと利用の支援に関する知識	福祉用具の供給の仕組み	2
	福祉用具貸与計画等の意義と活用	5
6. 福祉用具の利用の支援に関する総合演習	福祉用具による支援の手順と福祉用具貸与計画等の作成	5
合 計		50

本調査研究事業は、検討委員会並びに作業部会を組成し、以下に示すフローで実施する。

1. 文献調査を踏まえた論点整理
2. 現行のカリキュラムの課題の洗い出しと加えるべき事項等の整理
3. 実態把握に係るアンケート調査  
カリキュラム修了後の実務に係るアンケート調査
4. アンケート調査の結果分析と課題整理を踏まえた見直しに係る骨子と具体案の作成
5. 見直し案に対するヒヤリング調査
6. ヒヤリング調査結果を踏まえて追加・変更事項等の再整理
7. 報告書の作成、成果の普及啓発等

※筆記の方法による修了評価(1時間程度)を実施

# 介護保険における福祉用具の選定の判断基準の見直しに向けた調査研究事業

令和5年度老人保健健康増進等事業（株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所）

- 介護保険における福祉用具の選定の判断基準は、介護保険制度における福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会の議論の整理において、適正化の方策のために、現在の給付事例等を踏まえて、多くの関係者がより活用できるようにすることも踏まえて見直しをするべきとされており、制度の持続可能性の観点からも見直す必要があることから、本事業を踏まえ、速やかに選定基準の改訂版を発出する。

## 事業概要

### (1) 福祉用具の判断基準に関する文献調査

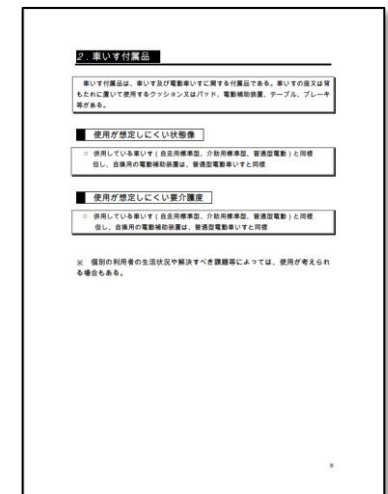
福祉用具の適応や選定に関する調査事業の結果を整理し、現在の給付における特徴や課題を把握する。また判断基準の見直し案を検討するための基礎資料として、ワーキング・グループにおいて検証・精査するための介護保険における福祉用具の利用事例を収集する。

### (2) 福祉用具の選定の判断基準の見直しに関する有識者等へのヒヤリング調査

### (3) 介護保険における福祉用具の判定基準の見直しに関するワーキング・グループ

### (4) 介護保険における福祉用具の判定基準の見直しに関する検討委員会

委員	委員長：渡邊愼一／横浜リハビリテーションセンター 副センター長 他、委員は作業療法士、理学療法士、ケアマネジャー、福祉用具専門相談員、エンジニア、介護事業所の実情に知見を有する有識者、業界団体等から選定する。
実施時期	第1回：令和5年8月～9月 第2回：令和5年12月～1月 第3回：令和5年2月～3月
検討内容	第1回：事業概要、各調査の設計 第2回：調査進捗の報告、選定基準の見直し（案） 第3回：成果物のとりまとめ、報告書





# 在宅高齢者の多様な状態を踏まえた福祉用具貸与事業者の支援のあり方に関する調査モデル研究事業

令和5年度老人保健健康増進等事業（一般社団法人日本福祉用具供給協会）

- 介護保険制度における福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会の議論の整理において利用者の状態を踏まえた支援等が重要であり、利用期間の予測可能性等の検討が必要、多職種連携による支援のプロセス、仕組みを促進するべきとされた。
- また、制度開始時と比較して、特に軽度とされている利用者数が増加している中、あり方検討会の整理では、改善が期待できる者は要支援・要介護度が軽度の者とされており、これらの者に対する支援を中心に検討を進め、制度の持続可能性を確保する必要がある。

## 1) 福祉用具貸与事業者の支援のあり方に関する研究

調査目的：開始時の支援実態を明らかにし、根拠を持ってモニタリングすることによって貸与期間設定（モニタリングの設定）を検証

調査対象：介護予防福祉用具貸与事業所及び福祉用具専門相談員。介護予防福祉用具貸与を調査開始時以降、新規で利用開始となる利用者

調査方法：郵送またはWEB

- ①貸与開始時（情報収集と評価）
- ②モニタリング実施時（過不足、不適切な使用）
- ③貸与終了時（貸与開始時との比較、終了の理由）

## 2) 在宅高齢者の多様な状態を踏まえた支援のあり方に関する研究

### ①総合事業の事例調査

調査対象：自治体 数カ所（地域リハビリテーション体制有り）

調査方法：訪問またはオンラインによるヒアリング調査

調査内容：介護予防・日常生活支援総合事業の利用者への福祉用具に関する支援実施状況及び支援体制

### ②モデル的試行調査

調査対象：自治体 1カ所（地域リハビリテーション体制有り）

調査方法：利用者数名を選定し多職種連携の支援を実施

調査内容：地域における福祉用具貸与事業所及び福祉用具専門相談員等に期待される役割の整理や活躍の場の確認

# 自治体における福祉用具・住宅改修の適正化施策等の取組促進に向けた研究事業

令和5年度老人保健健康増進等事業（エム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社）

- 介護給付適正化主要5事業の一つである、住宅改修の点検、福祉用具購入・貸与調査については、保険者毎の実施状況に差が生じているが、介護保険制度における福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会の議論の整理にて、適正な運用の観点から充実・強化を求められており、制度の持続可能性の観点からも取り組む必要がある。
- 介護給付適正化主要5事業について、社会保障審議会介護保険部会の介護保険制度の見直しに関する意見（令和4年12月）では、保険者の事務負担の軽減を図りつつ、新たな取組を含めた事業の重点化・内容の充実等が重要とされている。

## 事業概要

1. 検討委員会の開催
2. 市区町村向け事例収集調査の実施  
（アンケート調査）
3. 具体的な取組事例の詳細把握  
（ヒアリング調査）
4. 点検マニュアルの作成
5. 報告書の作成

点検  
マニュアル

## 【検討委員会の主な議題】案

回	主な議題（案）
第1回	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 事業の目的、年間計画の確認</li><li>・ 点検マニュアル：全体構成について検討</li><li>・ 取組事例の収集について</li><li>・ 市区町村向け事例収集調査について</li></ul>
第2回	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 事例収集調査結果について</li><li>・ 点検マニュアル：各章の内容について</li></ul>
第3回	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 具体的な取組事例について</li><li>・ 点検マニュアル：各章の内容について</li></ul>
第4回	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 点検マニュアル：活用方法について</li></ul>
第5回	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 点検マニュアル：最終案について</li><li>・ 報告書案について</li></ul>

- **福祉用具貸与について**、貸与に係る給付費に加え、**毎月のケアプラン作成等のケアマネジメントにも給付費がかかる**ことから、**購入する場合に比して多額の費用を要している**。
- また、予算執行調査において、**福祉用具貸与のみを内容とするケアプランが約6%を占め**、その内容として歩行補助杖等**廉価な品目が約7割を占めている**ことが確認されている。
- そこで、歩行補助杖などの**廉価な福祉用具については**、保険給付による貸与から**販売に変えることで毎月のケアプラン作成等のケアマネジメントの費用を不要**とすることが考えられる（なお、要介護認定を更新する際や、利用者が地域包括支援センター等に相談する際など、必要に応じて状態を把握・評価すること等が考えられる）。
- 具体的には、軽度者も使うことを想定し、**要介護度に関係なく給付対象となっている品目（歩行補助杖、歩行器、手すり等）について、貸与ではなく販売とすべき**。販売後に保守点検があるとしても、販売業者がその費用を明確化させた上で、販売に伴う付帯サービスとして位置付けて販売時に評価することとしてはどうか。

(注) 日本と同様に、福祉用具の貸与・販売の仕組みがある韓国では、歩行補助杖・歩行器・手すりは、貸与でなく「販売」としている。

(例) 歩行補助つえを3年間使用する場合(1割負担の者)

販売価格: 約1万円    レンタル価格: 約1,500円/月

購入する場合

**自己負担: 約10,000円**

福祉用具貸与

自己負担: 約5,400円  
(約150円 × 36月)

貸与に係る給付費: 約48,600円  
(約1,350円 × 36月)

**ケアプラン作成等のケアマネジメントに係る給付費:**  
**約360,000円(約10,000円 × 36月)**

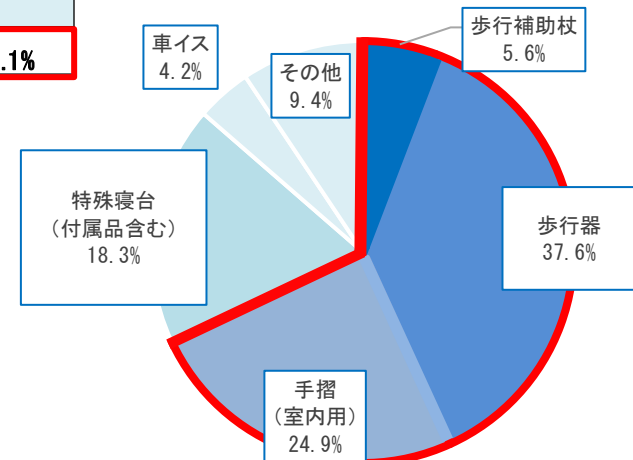
**総額: 約414,000円**

**購入する場合と比べて約40万円以上の費用を要している**

## ◆ 福祉用具貸与のみのケアプランについて

- ケアプランの内容を調査した2020年度予算執行調査によれば、**福祉用具貸与のみを内容とするケアプランは全体の6.1%を占めている**。
- このうち、1年間同じケアプランにおける具体的な品目の内訳は、**歩行補助杖・歩行器・手すり等の廉価な品目が約7割を占める**。

総計	福祉用具貸与のみのケアプラン
12,603	772 <b>6.1%</b>



# 経済財政諮問会議「新経済・財政再生計画 改革工程表 2022 (令和4年12月22日) (抜粋)

## 社会保障 5. 給付と負担の見直し

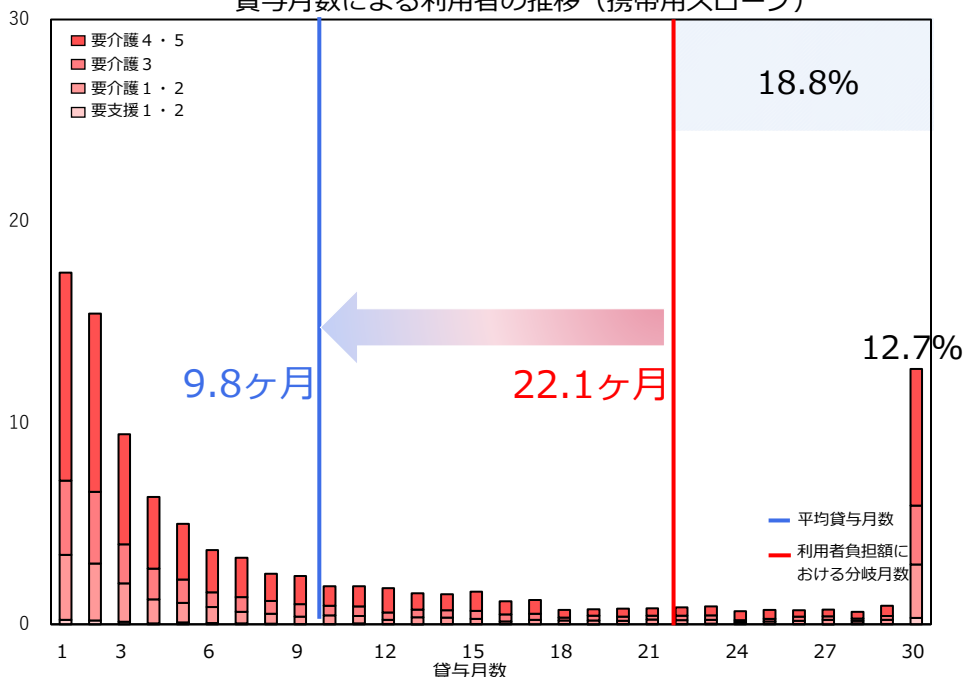
KPI第2階層	KPI第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	23	24	25
—	—	<b>66. 介護の軽度者(要介護1・2の者)への生活援助サービス・福祉用具貸与に関する給付の在り方等について検討</b>			
		a. 軽度者(要介護1・2の者)への生活援助サービス等に関する給付の在り方については、介護サービスの需要が増加する一方、介護人材の不足が見込まれる中で、現行の総合事業に関する評価・分析等を行いつつ、第10期介護保険事業計画期間の開始までの間に、介護保険の運営主体である市町村の意向や利用者への影響等も踏まえながら、包括的に検討を行い、結論を出す。 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→
		b. 地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業の上限制度の運用の在り方について、必要な対応を検討。 《所管省庁：厚生労働省》	→		
—	—	c. 福祉用具貸与の在り方について、要介護度に関係なく給付対象となっている廉価な品目について、貸与ではなく販売とするなど、介護保険制度における福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会や介護給付費分科会等における議論等を踏まえ、必要な対応を検討。 《所管省庁：厚生労働省》	→		
		<b>67. 医療・介護における「現役並み所得」等の判断基準の見直しを検討</b>			
—	—	a. 医療における「現役並み所得」の判断基準の見直しについて、医療保険部会におけるとりまとめを踏まえ、判断基準や基準額の見直しに伴い現役世代の負担が増加することや、2022年10月に施行された後期高齢者医療制度における窓口負担割合の見直し(一定以上所得のある者への2割負担導入)の施行の状況等を注視する必要があることに留意しつつ検討。 《所管省庁：厚生労働省》	→		

# 選択制の対象とする種目・種類の検討（携帯用スロープ、固定用スロープ）

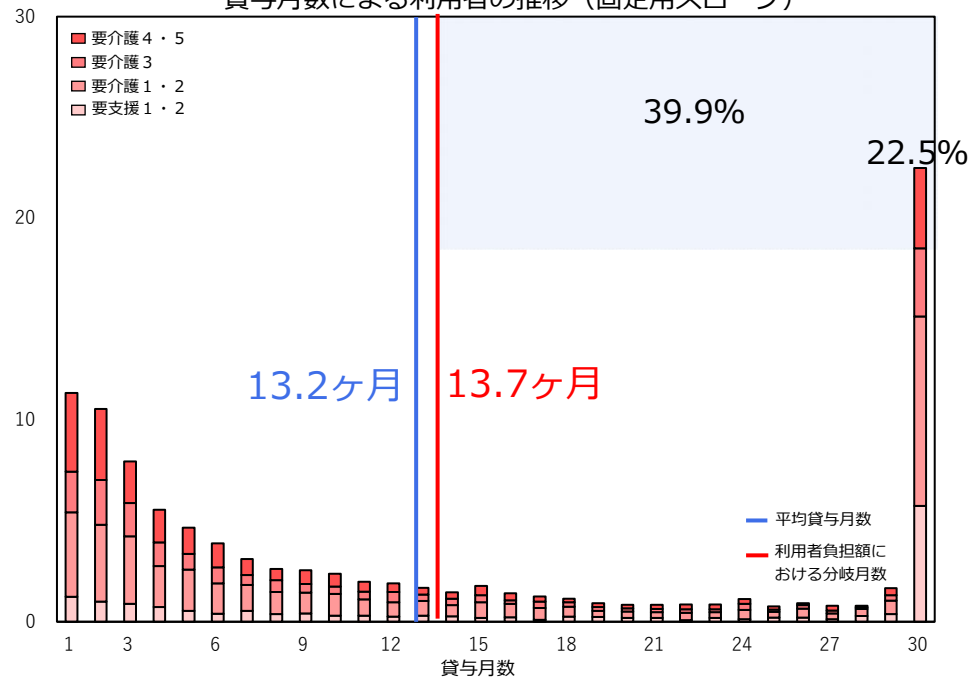
- 携帯用スロープにおいては、「希望小売価格（中央値）」を「1ヶ月間の平均貸与価格（中央値）」で除して算出した月数（以下「利用者負担額における分岐月数」という。）よりも、平均の貸与月数が短い（青<赤）。また、利用者負担額における分岐月数よりも長く利用している者の割合は、18.8%であった。
- 固定用スロープにおいては、利用者負担額における分岐月数と平均の貸与月数が同等である（青≒赤）。また、利用者負担額における分岐月数よりも長く利用している者の割合は、39.9%であった。

種類（利用者数）	貸与月数					中央値	標準偏差	利用者負担額における分岐月数（中央値で算出）	貸与を30ヵ月以上続けている利用者の割合	購入により自己負担が減ると考えられる利用者の割合
	平均値	要支援1・2	要介護1・2	要介護3	要介護4・5					
携帯用スロープ（n=9,680）	9.8	13.1	10.2	10.0	9.4	5.0	10.2	22.1	12.7%	18.8%
固定用スロープ（n=9,186）	13.2	17.3	13.5	12.2	10.8	9.0	11.4	13.7	22.5%	39.9%

貸与月数による利用者の推移（携帯用スロープ）



貸与月数による利用者の推移（固定用スロープ）



(※) 介護保険DB上の平成30年11月から令和3年4月までのデータをもとに、CCTA95における分類を用いてデータを抽出。

(※) 福祉用具貸与を30ヵ月以上利用している者は、一律30ヵ月として表示している。利用期間の途中で一時的に貸与実績が無いデータは含まれていない。

(※) 利用者負担額における分岐月数は、希望小売価格（中央値）/1ヶ月間の平均貸与価格（中央値）で算出したものを記載。

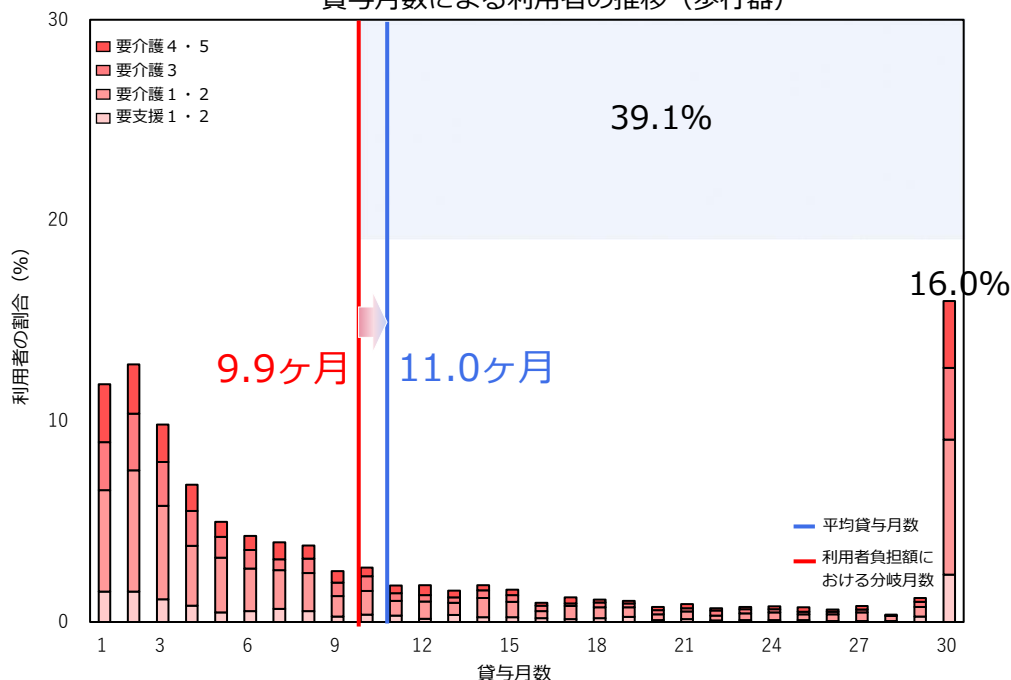
(※) 「購入により自己負担が減ると考えられる利用者の割合」は、利用者負担額における分岐月数よりも貸与月数が長い利用者の割合の合計で算出。貸与月数、利用者負担額における分岐月数は、小数点以下を四捨五入して計算。

# 選択制の対象とする種目・種類の検討（歩行器、歩行車）

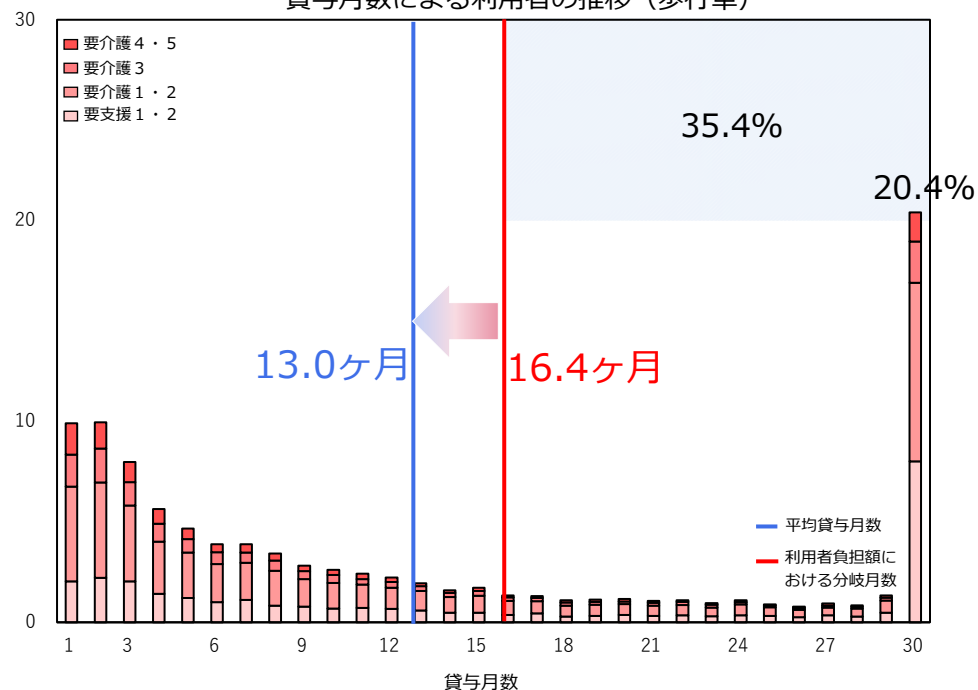
- 歩行器においては、利用者負担額における分岐月数よりも、平均の貸与月数が長い（赤<青）。また、利用者負担額における分岐月数よりも長く利用している者の割合は、39.1%であった。
- 歩行車においては、利用者負担額における分岐月数よりも、平均の貸与月数が短い（青<赤）。また、利用者負担額における分岐月数よりも長く利用している者の割合は、35.4%であった。

種類（利用者数）	貸与月数					中央値	標準偏差	利用者負担額における分岐月数（中央値で算出）	貸与を30ヵ月以上続けている利用者の割合	購入により自己負担が減ると考えられる利用者の割合
	平均値	要支援1・2	要介護1・2	要介護3	要介護4・5					
歩行器（n=4,435）	11.0	11.9	10.8	11.1	11.0	6.0	10.5	9.9	16.0%	39.1%
歩行車（n=40,830）	13.0	15.3	12.7	11.3	10.3	9.0	11.0	16.4	20.4%	35.4%

貸与月数による利用者の推移（歩行器）



貸与月数による利用者の推移（歩行車）



(※) 介護保険DB上の平成30年11月から令和3年4月までのデータをもとに、CCTA95における分類を用いてデータを抽出。

(※) 福祉用具貸与を30ヵ月以上利用している者は、一律30ヵ月として表示している。利用期間の途中で一時的に貸与実績が無いデータは含まれていない。

(※) 利用者負担額における分岐月数は、希望小売価格（中央値）/1ヶ月間の平均貸与価格（中央値）で算出したものを記載。

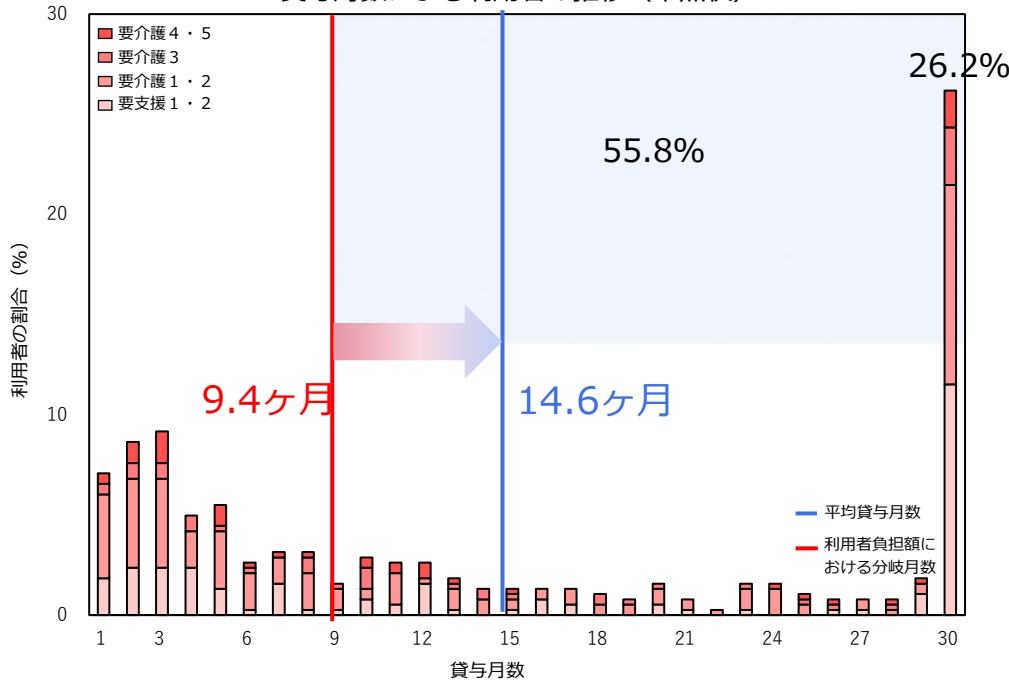
(※) 「購入により自己負担が減ると考えられる利用者の割合」は、利用者負担額における分岐月数よりも貸与月数が長い利用者の割合の合計で算出。貸与月数、利用者負担額における分岐月数は、小数点以下を四捨五入して計算。

# 選択制の対象とする種目・種類の検討 (単点杖、松葉杖)

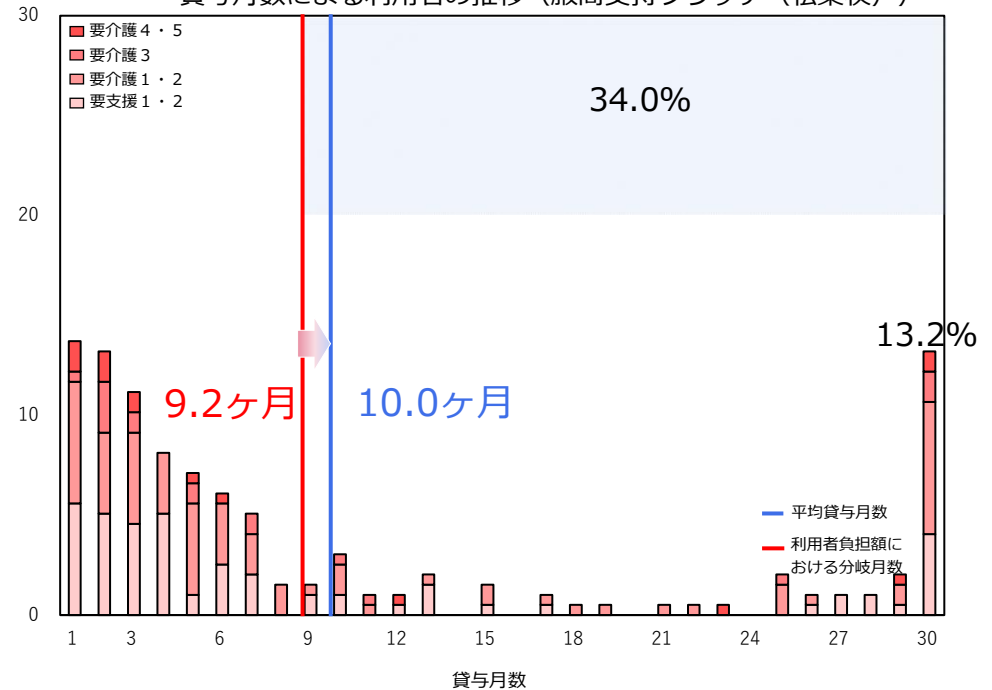
- 単点杖においては、利用者負担額における分岐月数よりも、平均の貸与月数が長い（赤<青）。また、利用者負担額における分岐月数よりも長く利用している者の割合は、55.8%であった。
- 腋窩支持クラッチ（松葉杖）においては、利用者負担額における分岐月数よりも、平均の貸与月数が長い（赤<青）。また、利用者負担額における分岐月数よりも長く利用している者の割合は、34.0%であった。

種類（利用者数）	貸与月数						利用者負担額における分岐月数 (中央値で算出)	貸与を30カ月以上 続けている 利用者の割合	購入により 自己負担が減ると 考えられる 利用者の割合	
	平均値	要支援1・2	要介護1・2	要介護3	要介護4・5	中央値				標準偏差
単点杖 (n=382)	14.6	16.5	13.5	15.4	12.9	11.0	11.5	9.4	26.2%	55.8%
腋窩支持クラッチ（松葉杖） (n=197)	10.0	9.2	10.7	9.8	10.0	5.0	10.4	9.2	13.2%	34.0%

貸与月数による利用者の推移（単点杖）



貸与月数による利用者の推移（腋窩支持クラッチ（松葉杖））



(※) 介護保険DB上の平成30年11月から令和3年4月までのデータをもとに、CCTA95における分類を用いてデータを抽出。

(※) 福祉用具貸与を30か月以上利用している者は、一律30か月として表示している。利用期間の途中で一時的に貸与実績が無いデータは含まれていない。

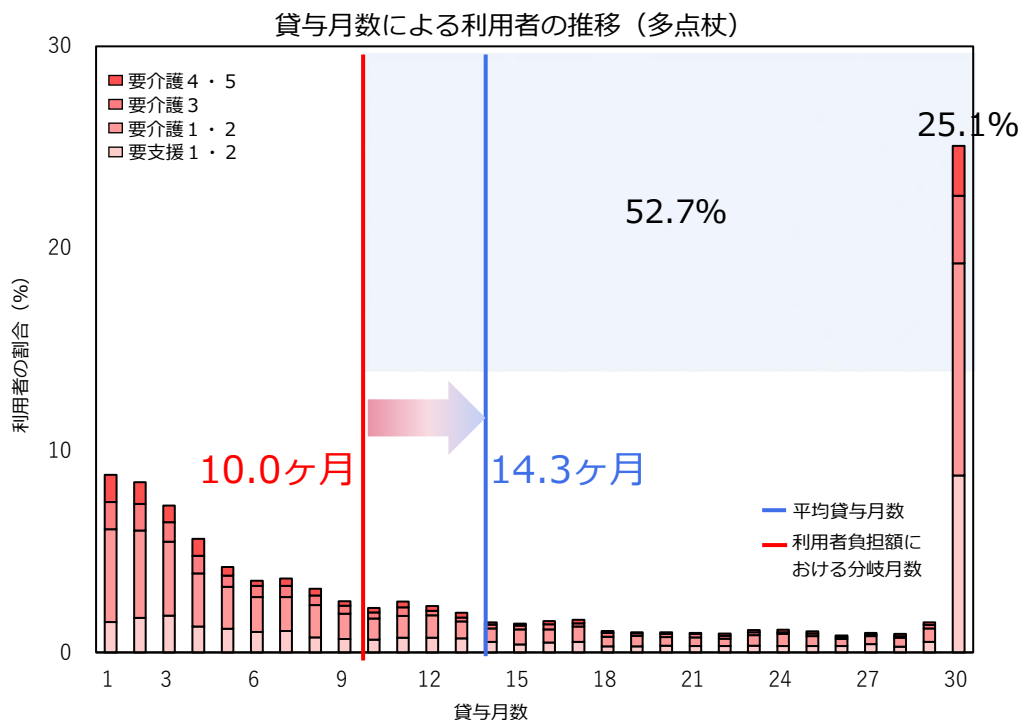
(※) 利用者負担額における分岐月数は、希望小売価格（中央値）/1ヶ月間の平均貸与価格（中央値）で算出したものを記載。

(※) 「購入により自己負担が減ると考えられる利用者の割合」は、利用者負担額における分岐月数よりも貸与月数が長い利用者の割合の合計で算出。貸与月数、利用者負担額における分岐月数は、小数点以下を四捨五入して計算。

# 選択制の対象とする種目・種類の検討 (多点杖)

- 多点杖においては、利用者負担額における分岐月数よりも、平均の貸与月数が長い(赤<青)。また、利用者負担額における分岐月数よりも長く利用している者の割合は、52.7%であった。

種類 (利用者数)	貸与月数						利用者負担額における分岐月数 (中央値で算出)	貸与を30か月以上 続けている 利用者の割合	購入により 自己負担が減ると 考えられる 利用者の割合	
	平均値					中央値				標準偏差
		要支援1・2	要介護1・2	要介護3	要介護4・5					
多点杖 (n=7,923)	14.3	16.4	13.5	13.6	13.1	11.0	11.3	10.0	25.1%	52.7%



(※) 介護保険DB上の平成30年11月から令和3年4月までのデータをもとに、CCTA95における分類を用いてデータを抽出。

(※) 福祉用具貸与を30か月以上利用している者は、一律30か月として表示している。利用期間の途中で一時的に貸与実績が無いデータは含まれていない。

(※) 利用者負担額における分岐月数は、希望小売価格(中央値)/1ヶ月間の平均貸与価格(中央値)で算出したものを記載。

(※) 「購入により自己負担が減ると考えられる利用者の割合」は、利用者負担額における分岐月数よりも貸与月数が長い利用者の割合の合計で算出。貸与月数、利用者負担額における分岐月数は、小数点以下を四捨五入して計算。

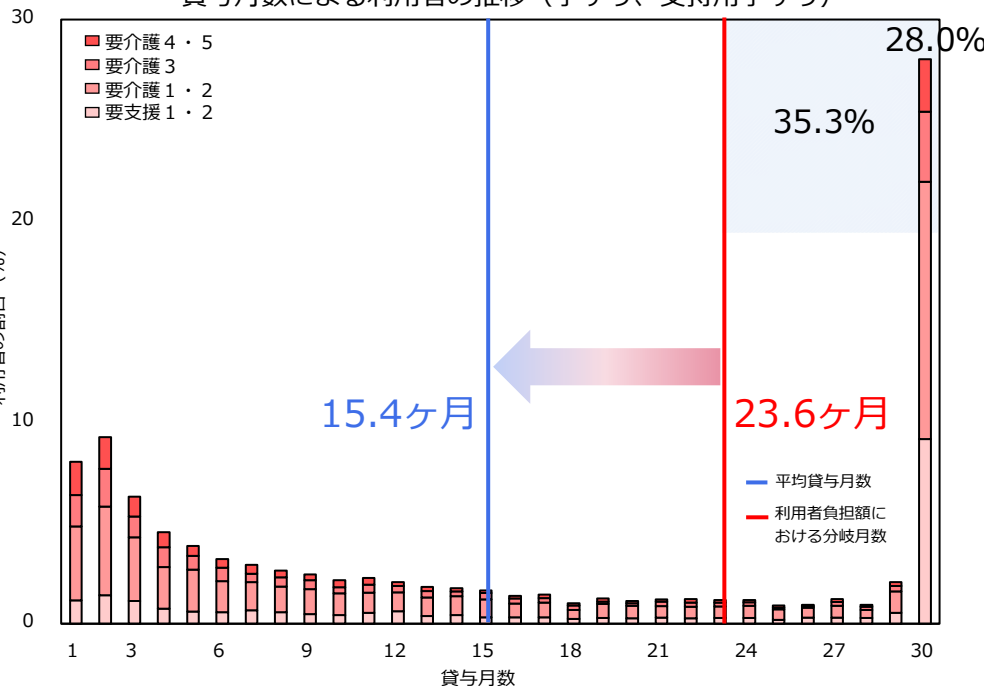


# 選択制の対象とする種目・種類の検討 (手すり、支持用手すり、床置き式起き上がり用手すり)

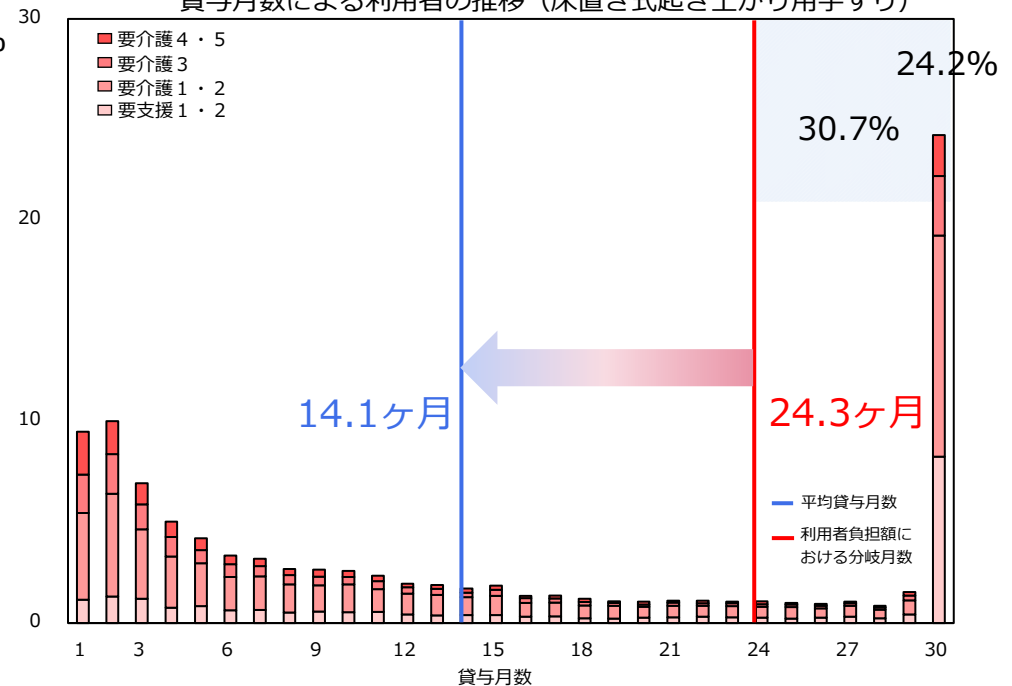
- 手すり、支持用手すりにおいては、利用者負担額における分岐月数よりも、平均の貸与月数が短い（青<赤）。また、利用者負担額における分岐月数よりも長く利用している者の割合は、35.3%であった。
- 床置き式起き上がり用手すりにおいては、利用者負担額における分岐月数よりも、平均の貸与月数が短い（青<赤）。また、利用者負担額における分岐月数よりも長く利用している者の割合は、30.7%であった。

種類（利用者数）	貸与月数					中央値	標準偏差	利用者負担額における分岐月数 (中央値で算出)	貸与を30ヵ月以上 続けている 利用者の割合	購入により 自己負担が減ると 考えられる 利用者の割合
	平均値	要支援1・2	要介護1・2	要介護3	要介護4・5					
手すり、支持用手すり (n=12,993)	15.4	18.6	15.2	13.4	12.5	13.0	11.6	23.6	28.0%	35.3%
床置き式起き上がり用手すり (n=36,236)	14.1	17.9	13.8	12.1	11.0	10.0	11.4	24.3	24.2%	30.7%

貸与月数による利用者の推移（手すり、支持用手すり）



貸与月数による利用者の推移（床置き式起き上がり用手すり）



(※) 介護保険DB上の平成30年11月から令和3年4月までのデータをもとに、CCTA95における分類を用いてデータを抽出。

(※) 福祉用具貸与を30ヵ月以上利用している者は、一律30ヵ月として表示している。利用期間の途中で一時的に貸与実績が無いデータは含まれていない。

(※) 利用者負担額における分岐月数は、希望小売価格（中央値）/1ヶ月間の平均貸与価格（中央値）で算出したものを記載。

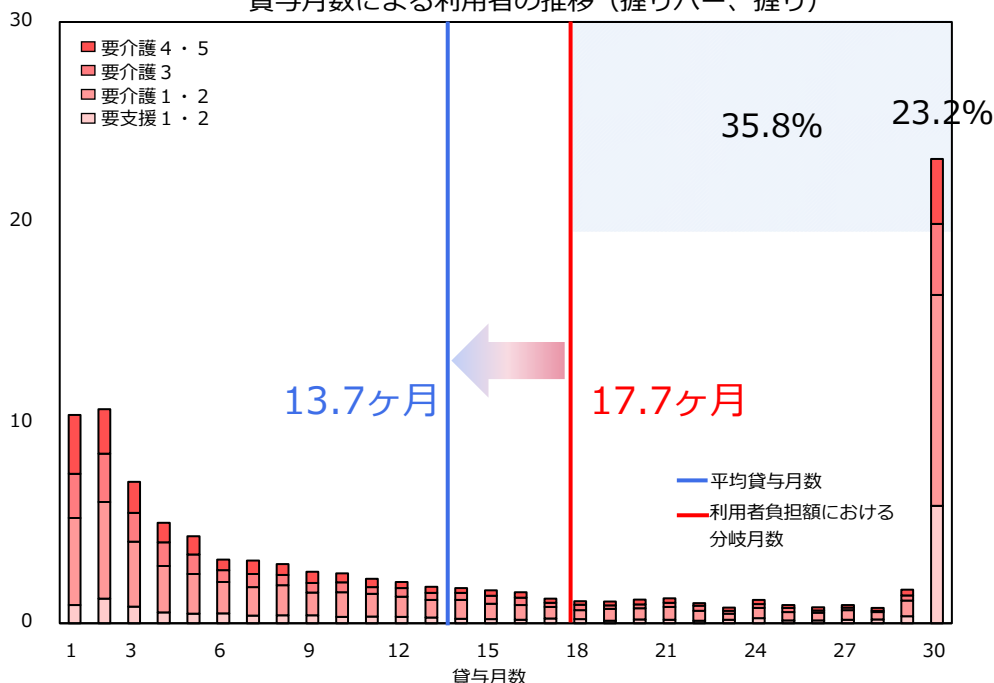
(※) 「購入により自己負担が減ると考えられる利用者の割合」は、利用者負担額における分岐月数よりも貸与月数が長い利用者の割合の合計で算出。貸与月数、利用者負担額における分岐月数は、小数点以下を四捨五入して計算。

# 選択制の対象とする種目・種類の検討 (握りバー、握り、トイレ用簡易手すり)

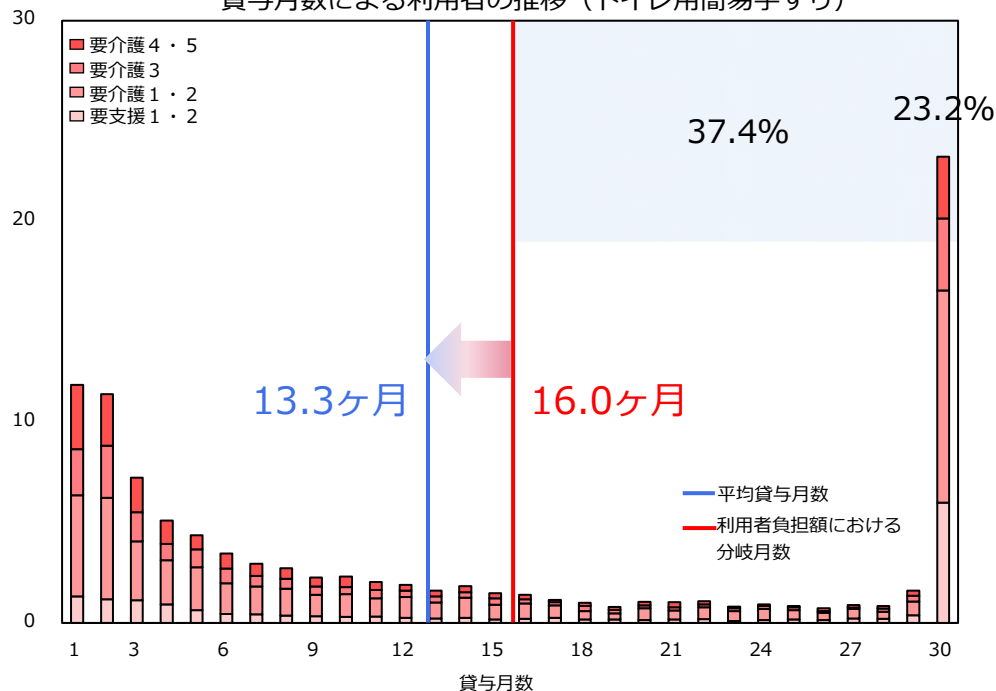
- 握りバー、握りにおいては、利用者負担額における分岐月数よりも、平均の貸与月数が短い（青<赤）。また、利用者負担額における分岐月数よりも長く利用している者の割合は、35.8%であった。
- トイレ用簡易手すりにおいては、利用者負担額における分岐月数よりも、平均の貸与月数が短い（青<赤）。また、利用者負担額における分岐月数よりも長く利用している者の割合は、37.4%であった。

種類 (利用者数)	貸与月数					中央値	標準偏差	利用者負担額における分岐月数 (中央値で算出)	貸与を30か月以上続けている利用者の割合	購入により自己負担が減ると考えられる利用者の割合
	平均値	要支援1・2	要介護1・2	要介護3	要介護4・5					
握りバー、握り (n=16,870)	13.7	17.7	13.8	12.2	11.6	10.0	11.3	17.7	23.2%	35.8%
トイレ用簡易手すり (n=9,871)	13.3	16.8	13.7	12.0	10.7	9.0	11.5	16.0	23.2%	37.4%

貸与月数による利用者の推移 (握りバー、握り)



貸与月数による利用者の推移 (トイレ用簡易手すり)



(※) 介護保険DB上の平成30年11月から令和3年4月までのデータをもとに、CCTA95における分類を用いてデータを抽出。

(※) 福祉用具貸与を30か月以上利用している者は、一律30か月として表示している。利用期間の途中で一時的に貸与実績が無いデータは含まれていない。

(※) 利用者負担額における分岐月数は、希望小売価格 (中央値) / 1ヶ月間の平均貸与価格 (中央値) で算出したものを記載。

(※) 「購入により自己負担が減ると考えられる利用者の割合」は、利用者負担額における分岐月数よりも貸与月数が長い利用者の割合の合計で算出。貸与月数、利用者負担額における分岐月数は、小数点以下を四捨五入して計算。

## 要介護度に関係なく給付が可能な福祉用具について①

- 利用者負担額における分岐月数と比較して、平均の貸与月数が長い、若しくはほぼ同等である「固定用スロープ」「歩行器」「単点杖」「腋窩支持クラッチ（松葉杖）」「多点杖」については、他の種類と比較して廉価であった。

福祉用具貸与における種類ごとの利用者負担額における分岐

種目	種類	貸与価格 (平均値：円/月)	希望小売価格 (平均値：円)	貸与価格 (中央値：円/月)	希望小売価格 (中央値：円)
スロープ		4,047	91,834	2,500	42,000
	携帯用スロープ	6,500	153,456	5,500	121,600
	固定用スロープ	869	12,005	520	7,100
歩行器		3,038	49,033	3,000	41,000
	歩行器	2,065	21,721	2,000	19,800
	歩行車	3,242	54,587	3,000	49,250
歩行補助つえ		1,173	11,791	1,000	9,800
	単点杖	1,211	11,499	1,000	9,350
	腋窩支持クラッチ（松葉杖）	1,099	9,042	1,000	9,210
	多点杖	1,141	12,586	1,000	10,000
手すり		4,897	106,682	4,000	80,000
	手すり、支持用手すり	7,815	202,900	5,670	132,900
	床置き式起き上がり用手すり	3,971	94,690	3,500	85,000
	握りバー、握り	4,893	84,819	4,140	73,150
	トイレ用簡易手すり	2,913	49,549	3,000	48,000

- (※) 公益財団法人テクノエイド協会が運営している「福祉用具情報システム（TAIS）」に令和5年1月時点で登録されている商品について、貸与件数が月に1件以上ある商品を対象に、CCTA95を用いて抽出・分析。
- (※) 利用者負担額における分岐（月）は、希望小売価格（中央値、平均値）/貸与価格（中央値、平均値）で算出。
- (※) 単点杖は、CCTA95の分類におけるエルボークランチ、ロフトランドクラッチ、カナディアンクラッチを含む。
- (※) 多点杖は、CCTA95の分類における三脚杖、四脚杖、五脚杖を含む。

## 要介護度に関係なく給付が可能な福祉用具について②

- 「固定用スロープ」「歩行器」「単点杖」「多点杖」においては、利用者負担額における分岐月数と比較して、平均の貸与月数が長い、若しくはほぼ同等かつ購入により自己負担が減ると考えられる利用者の割合がおよそ4割程度以上である。

種目	種類	貸与月数							利用者負担額における分岐月数 (中央値で算出)	貸与を30ヵ月以上 続けている 利用者の割合	購入により 自己負担が減ると 考えられる 利用者の割合
		平均値	要支援1・2	要介護1・2	要介護3	要介護4・5	中央値	標準偏差			
スロープ	携帯用スロープ	9.8	13.1	10.2	10.0	9.4	5.0	10.2	22.1	12.7%	18.8%
	固定用スロープ	13.2	17.3	13.5	12.2	10.8	9.0	11.4	13.7	22.5%	39.9%
歩行器	歩行器	11.0	11.9	10.8	11.1	11.0	6.0	10.5	9.9	16.0%	39.1%
	歩行車	13.0	15.3	12.7	11.3	10.3	9.0	11.0	16.4	20.4%	35.4%
歩行補助つえ	単点杖	14.6	16.5	13.5	15.4	12.9	11.0	11.5	9.4	26.2%	55.8%
	腋窩支持クラッチ(松葉杖)	10.0	9.2	10.7	9.8	10.0	5.0	10.4	9.2	13.2%	34.0%
	多点杖	14.3	16.4	13.5	13.6	13.1	11.0	11.3	10.0	25.1%	52.7%
手すり	手すり、支持用手すり	15.4	18.6	15.2	13.4	12.5	13.0	11.6	23.6	28.0%	35.3%
	床置き式起き上がり用手すり	14.1	17.9	13.8	12.1	11.0	10.0	11.4	24.3	24.2%	30.7%
	握りバー、握り	13.7	17.7	13.8	12.2	11.6	10.0	11.3	17.7	23.2%	35.8%
	トイレ用簡易手すり	13.3	16.8	13.7	12.0	10.7	9.0	11.5	16.0	23.2%	37.4%

(※) 介護保険DB上の平成30年11月から令和3年4月までのデータをもとに、CCTA95における分類を用いてデータを抽出。

(※) 利用者負担額における分岐月数(中央値、平均値)は、希望小売価格(中央値) / 1ヶ月間の平均貸与価格(中央値)で算出。

(※) 単点杖は、CCTA95の分類におけるエルボークラッチ、ロフトランドクラッチ、カナディアンクラッチを含む。/1ヶ月間の平均貸与価格

(※) 多点杖は、CCTA95の分類における三脚杖、四脚杖、五脚杖を含む。

# 福祉用具貸与の利用者における介護が必要になった主な原因

- 福祉用具貸与の利用期間を介護が必要になった原因別に比較すると、「骨折・転倒」や「加齢による」などが長期利用者の割合が比較的多く、「呼吸器疾患」や「認知症」などが長期利用者の割合が比較的小なかった。

福祉用具貸与の利用者における介護が必要になった主な原因

	件数	脳血管疾患 (脳卒中)	心疾患 (心臓病)	呼吸器疾患	関節疾患・ 関節リウマチ	がん	認知症	パーキンソン病	糖尿病	視覚・聴覚障害	骨折・転倒	脊椎損傷	加齢による	その他	無回答
短期利用者	50	9 18.0%	7 14.0%	6 12.0%	7 14.0%	3 6.0%	6 12.0%	1 2.0%	3 6.0%	1 2.0%	9 18.0%	1 2.0%	9 18.0%	12 24.0%	4 8.0%
長期利用者 (全商品継続)	149	25 16.8%	23 15.4%	10 6.7%	27 18.1%	4 2.7%	11 7.4%	2 1.3%	8 5.4%	3 2.0%	40 26.8%	3 2.0%	33 22.1%	19 12.8%	28 18.8%

(※) 長期利用者は、同一商品コードの用具の利用を2年以上継続している者を表す。

(※) 短期利用者は、同一商品コードの用具の利用を2年未満で終了している（商品変更、種目変更を含む）を表す。

【出典】 令和4年度老人保健健康増進等事業「福祉用具貸与における利用実態と利用者の状態等の要因に関する調査研究事業報告書」より作成  
(エム・アール・アイ リサーチアソシエイツ株式会社)

# 福祉用具貸与の新規利用者において介護が必要になった原因

- 福祉用具貸与の新規利用者において介護が必要になった原因は様々であったが、スロープの利用者は「認知症」や「脳血管疾患」が原因で介護が必要となった者が多かった。

疾病・疾患別の選定福祉用具

合計	がん	関節リウマチ	筋萎縮性側索硬化症 (ALS)	後縦靭帯骨化症	骨粗鬆症	認知症	パーキンソン病	脊髄小脳変性症	脊柱管狭窄症	早老症	多系統萎縮症	糖尿病	脳血管疾患	閉塞性動脈硬化症	慢性閉塞性肺疾患	変形性関節症	16疾病・疾患以外	その他
スロープ	153	6	0	0	10	31	5	0	8	0	2	13	33	0	0	12	17	16
	100%	3.9%	0.0%	0.0%	6.5%	20.3%	3.3%	0.0%	5.2%	0.0%	1.3%	8.5%	21.6%	0.0%	0.0%	7.8%	11.1%	10.5%
歩行器	220	13	2	0	6	30	7	0	18	0	0	14	21	0	0	18	46	45
	100%	5.9%	0.9%	0.0%	2.7%	13.6%	3.2%	0.0%	8.2%	0.0%	0.0%	6.4%	9.5%	0.0%	0.0%	8.2%	20.9%	20.5%
歩行補助 つえ	64	8	0	0	2	7	2	1	1	0	0	4	9	0	0	6	19	5
	100%	12.5%	0.0%	0.0%	3.1%	10.9%	3.1%	1.6%	1.6%	0.0%	0.0%	6.3%	14.1%	0.0%	0.0%	9.4%	29.7%	7.8%

【出典】令和4年度老人保健健康増進等事業「福祉用具貸与におけるサービスの見える化及びサービス向上に資するPDCA推進に関する研究事業報告書」より作成  
(一般社団法人 全国福祉用具専門相談員協会)

# 介護支援専門員のサービス担当者会議における福祉用具に関する多職種との連携状況

- 介護支援専門員は、「サービス担当者会議において、関係者と福祉用具の使用について協議した」が71.3%と最も多く、福祉用具の使用等についての連携の場としてサービス担当者会議が多く活用されていることがわかった。

利用開始からの現在に至るまでの多職種との連携状況【複数回答】

件数	福祉用具専門相談員より、「相談」があった	福祉用具専門相談員に対して、「相談」をした	サービス担当者会議において、関係者と福祉用具の使用について協議した	医師、リハビリ専門職等と個別に「相談」をした	その他	無回答
247	83	147	176	40	6	23
	33.6%	59.5%	71.3%	16.2%	2.4%	9.3%

【出典】令和4年度老人保健健康増進等事業「福祉用具貸与における利用実態と利用者の状態等の要因に関する調査研究事業報告書」より作成

(エム・アール・アイ リサーチアソシエイツ株式会社)

# 介護支援専門員の福祉用具貸与の選定に関する多職種との連携状況

- 介護支援専門員は、福祉用具貸与における種目・商品の選定に関する連携先として、「福祉用具専門相談員」が87.9%と最も多く、次いで「理学療法士」が21.5%であることがわかった。
- 介護支援専門員は、福祉用具の種目・商品選定にあたっては、多職種と連携していることがわかった。

福祉用具貸与の利用開始時の状況について／種目・商品選定にあたって連携した職種【複数回答】

	件数	福祉用具専門相談員	M S W・社会福祉士	医師	看護師	理学療法士	作業療法士	介護福祉士	介護職員・ヘルパー	その他	不明（覚えていない）	無回答
合計	247	217 87.9%	27 10.9%	9 3.6%	17 6.9%	53 21.5%	16 6.5%	5 2.0%	7 2.8%	10 4.0%	6 2.4%	11 4.5%
長期利用者	197	169 85.8%	22 11.2%	8 4.1%	12 6.1%	41 20.8%	13 6.6%	4 2.0%	5 2.5%	9 4.6%	6 3.0%	10 5.1%
短期利用者	50	48 96.0%	5 10.0%	1 2.0%	5 10.0%	12 24.0%	3 6.0%	1 2.0%	2 4.0%	1 2.0%	0 0.0%	1 2.0%

(※) 長期利用者は、同一商品コードの用具の利用を2年以上継続している者を表す。

(※) 短期利用者は、同一商品コードの用具の利用を2年未満で終了している（商品変更、種目変更を含む）を表す。



# 福祉用具の選定における医学的な所見の確認方法の例

- 用具の選定において医学的な所見を確認することとしているものは、令和4年4月1日より特定福祉用具販売種目に追加された排泄予測支援機器の例があり、その確認方法として例えば介護認定審査における主治医の意見書が挙げられている。

介護保険の給付対象となる排泄予測支援機器の留意事項について（抜粋）

1 給付対象について

2 利用が想定しにくい状態について

3 医学的な所見の確認について

排泄予測支援機器の販売にあたっては、特定福祉用具販売事業者は以下のいずれかの方法により、居宅要介護者等の膀胱機能を確認すること。

(1) 介護認定審査における主治医の意見書

(2) サービス担当者会議等における医師の所見

(3) 介護支援専門員等が聴取した居宅サービス計画等に記載する医師の所見

(4) 個別に取得した医師の診断書等

4 特定福祉用具販売事業者が事前に確認すべき事項

また、介助者も高齢等で利用にあたり継続した支援が必要と考えられる場合は、販売後も必要に応じて訪問等の上、利用状況等の確認や利用方法の指導等に努めること。

5 市町村への給付申請

6 介護支援専門員等との連携

利用者が指定居宅介護支援又は指定介護予防支援を受けている場合、福祉用具専門相談員は、サービス担当者会議等において排泄予測支援機器の利用について説明するとともに、介護支援専門員に加え、他の介護保険サービス事業者等にも特定福祉用具販売計画を提供する等、支援者間の積極的な連携を図ることにより、利用状況に関する積極的な情報収集に努めること。

# 貸与又は販売を検討する際の介護DB等を活用した参考データ①

- 「歩行補助つえ」「歩行器」「スロープ」を貸与している利用者の貸与月数別の件数を調査時点における要介護度別に集計して比較すると、利用者負担額における分岐月数よりも長期間利用している者の割合は、要介護度の軽い者の方が多い傾向がある。

種目	貸与月数	要支援1・2		要介護1・2		要介護3		要介護4・5	
		件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
歩行補助つえ	1～3カ月	634	18.8%	1,451	26.9%	388	24.7%	373	30.5%
	4～6カ月	416	12.3%	780	14.5%	222	14.2%	168	13.7%
	7～12カ月	530	15.7%	869	16.1%	278	17.7%	198	16.2%
	13～18カ月	358	10.6%	534	9.9%	155	9.9%	110	9.0%
	19～24カ月	215	6.4%	331	6.1%	98	6.3%	55	4.5%
	25～29カ月	229	6.8%	271	5.0%	58	3.7%	64	5.2%
	30カ月～	992	29.4%	1,155	21.4%	369	23.5%	254	20.8%
	分岐月数を 超える件数	1,794	53.2%	2,291	42.5%	680	43.4%	483	39.5%
歩行器	1～3カ月	3,178	22.2%	6,925	28.8%	2,401	32.6%	2,169	36.7%
	4～6カ月	1,813	12.7%	3,514	14.6%	1,188	16.1%	959	16.2%
	7～12カ月	2,356	16.5%	4,300	17.9%	1,257	17.1%	1,004	17.0%
	13～18カ月	1,281	9.0%	2,256	9.4%	635	8.6%	432	7.3%
	19～24カ月	992	6.9%	1,505	6.3%	460	6.2%	294	5.0%
	25～29カ月	800	5.6%	1,101	4.6%	271	3.7%	212	3.6%
	30カ月～	3,889	27.2%	4,438	18.5%	1,151	15.6%	835	14.1%
	分岐月数を 超える件数	6,962	48.7%	9,300	38.7%	2,517	34.2%	1,773	30.0%
スロープ	1～3カ月	369	20.4%	1,969	32.3%	1,561	36.6%	3,543	41.4%
	4～6カ月	190	10.5%	863	14.2%	648	15.2%	1,319	15.4%
	7～12カ月	244	13.5%	851	14.0%	625	14.7%	1,200	14.0%
	13～18カ月	150	8.3%	547	9.0%	368	8.6%	658	7.7%
	19～24カ月	123	6.8%	328	5.4%	228	5.3%	387	4.5%
	25～29カ月	128	7.1%	294	4.8%	157	3.7%	297	3.5%
	30カ月～	605	33.4%	1,235	20.3%	676	15.9%	1,146	13.4%
	分岐月数を 超える件数	856	47.3%	1,857	30.5%	1,061	24.9%	1,830	21.4%

利用者負担額  
における分岐月数

9.4～10.0ヶ月

※単点杖・多点杖における分岐月数

9.9ヶ月

※歩行器（歩行車は除く）  
における分岐月数

13.7ヶ月

※固定用スロープ  
における分岐月数

(※) 介護保険DB上の平成30年11月から令和3年4月までのデータをもとに種目ごとの同一商品の貸与月数（最大30ヶ月）を算出。

(※) 福祉用具貸与を30か月以上利用している者は、一律30か月～として表示している。利用期間の途中で一時的に貸与実績が無いデータは含まれていない。

(※) 利用者負担額における分岐月数は、希望小売価格（中央値）/1ヶ月間の平均貸与価格（中央値）で算出したものを記載。

## 貸与又は販売を検討する際の介護DB等を活用した参考データ②

- 「歩行補助つえ」「歩行器」「スロープ」を貸与している利用者の貸与月数別の件数を、要介護認定調査時点における状態別（安定or不安定）に集計して比較すると、利用者負担額における分岐月数を超えて貸与を継続している場合は、状態が安定している者の割合が多かった。

種目	貸与月数	安定		不安定		利用者負担額 における分岐月数
		件数	割合	件数	割合	
歩行補助つえ	1～3ヵ月	701	20.6%	1,806	27.0%	9.4～10.0ヶ月 ※単点杖・多点杖における分岐月数
	4～6ヵ月	454	13.4%	943	14.1%	
	7～12ヵ月	539	15.9%	1,082	16.2%	
	13～18ヵ月	333	9.8%	623	9.3%	
	19～24ヵ月	217	6.4%	399	6.0%	
	25～29ヵ月	257	7.6%	403	6.0%	
	30ヵ月～	934	27.5%	1,513	22.6%	
歩行器	1～3ヵ月	3,412	23.6%	9,655	30.8%	9.9ヶ月 ※歩行器（歩行車は除く） における分岐月数
	4～6ヵ月	1,870	12.9%	4,753	15.2%	
	7～12ヵ月	2,408	16.6%	5,532	17.6%	
	13～18ヵ月	1,304	9.0%	2,778	8.9%	
	19～24ヵ月	1,003	6.9%	1,884	6.0%	
	25～29ヵ月	777	5.4%	1,355	4.3%	
	30ヵ月～	3,714	25.6%	5,415	17.3%	
スロープ	1～3ヵ月	509	24.0%	6,437	37.9%	13.7ヶ月 ※固定用スロープ における分岐月数
	4～6ヵ月	242	11.4%	2,543	15.0%	
	7～12ヵ月	286	13.5%	2,411	14.2%	
	13～18ヵ月	177	8.3%	1,389	8.2%	
	19～24ヵ月	117	5.5%	851	5.0%	
	25～29ヵ月	128	6.0%	688	4.1%	
	30ヵ月～	665	31.3%	2,658	15.7%	

- (※) 介護保険DB上の平成30年11月から令和3年4月までのデータをもとに種目ごとの同一商品の貸与月数（最大30ヶ月）を算出。  
 (※) 福祉用具貸与を30か月以上利用している者は、一律30ヵ月～として表示している。利用期間の途中で一時的に貸与実績が無いデータは含まれていない。  
 (※) 利用者負担額における分岐月数は、希望小売価格（中央値） / 1ヶ月間の平均貸与価格（中央値）で算出したものを記載。  
 (※) 要介護認定調査における「状態の安定性」は、病状そのものではなく、介護の手間の増加につながる変化が概ね6か月以内に発生するかどうかという視点で検討。

# 貸与又は販売を検討する際の介護DB等を活用した参考データ③

- 「歩行補助つえ」「歩行器」「スロープ」を貸与している利用者の貸与月数別の件数を、要介護認定調査時点における能力別（両足での立位）に集計して比較すると、利用者負担額における分岐月数を超えて貸与を継続している場合は、両足での立位ができる人の割合がそれ以外の人の割合よりも概ね多い傾向にある。

種目	貸与月数	できる		支えが必要		できない		利用者負担額 における分岐月数
		件数	割合	件数	割合	件数	割合	
歩行補助つえ	1～3カ月	728	22.9%	1,518	25.4%	261	27.7%	9.4～10.0ヶ月 ※単点杖・多点杖における分岐月数
	4～6カ月	448	14.1%	815	13.7%	134	14.2%	
	7～12カ月	515	16.2%	946	15.8%	160	17.0%	
	13～18カ月	308	9.7%	581	9.7%	67	7.1%	
	19～24カ月	189	5.9%	378	6.3%	49	5.2%	
	25～29カ月	189	5.9%	310	5.2%	49	5.2%	
	30カ月～	805	25.3%	1,421	23.8%	221	23.5%	
歩行器	1～3カ月	3,728	27.0%	7,941	28.3%	1,398	35.3%	9.9ヶ月 ※歩行器（歩行車は除く） における分岐月数
	4～6カ月	1,955	14.2%	4,059	14.4%	609	15.4%	
	7～12カ月	2,345	17.0%	4,934	17.6%	661	16.7%	
	13～18カ月	1,284	9.3%	2,515	8.9%	283	7.1%	
	19～24カ月	923	6.7%	1,764	6.3%	200	5.0%	
	25～29カ月	658	4.8%	1,319	4.7%	155	3.9%	
	30カ月～	2,896	21.0%	5,577	19.8%	656	16.6%	
スロープ	1～3カ月	3,426	33.7%	2,768	41.1%	752	34.0%	13.7ヶ月 ※固定用スロープ における分岐月数
	4～6カ月	1,448	14.3%	1,000	14.9%	337	15.2%	
	7～12カ月	1,427	14.0%	945	14.0%	325	14.7%	
	13～18カ月	897	8.8%	489	7.3%	180	8.1%	
	19～24カ月	561	5.5%	303	4.5%	104	4.7%	
	25～29カ月	458	4.5%	237	3.5%	121	5.5%	
	30カ月～	1,940	19.1%	992	14.7%	391	17.7%	

(※) 介護保険DB上の平成30年11月から令和3年4月までのデータをもとに種目ごとの同一商品の貸与月数（最大30ヶ月）を算出。

(※) 福祉用具貸与を30か月以上利用している者は、一律30か月～として表示している。利用期間の途中で一時的に貸与実績が無いデータは含まれていない。

(※) 利用者負担額における分岐月数は、希望小売価格（中央値） / 1ヶ月間の平均貸与価格（中央値）で算出したものを記載。

# 貸与又は販売を検討する際の介護DB等を活用した参考データ④

- 「歩行補助つえ」「歩行器」「スロープ」を貸与している利用者の貸与月数別の件数を、要介護認定調査時点における能力別（立ち上がり）に集計して比較すると、利用者負担額における分岐月数を超えて貸与を継続している場合は、支えが必要な人の割合がそれ以外の人の割合よりも概ね多い傾向にあり、30ヶ月以上でその傾向が顕著である。

種目	貸与月数	できる		支えが必要		できない	
		件数	割合	件数	割合	件数	割合
歩行補助つえ	1～3カ月	42	32.6%	2,133	24.3%	332	28.1%
	4～6カ月	14	10.9%	1,216	13.8%	167	14.1%
	7～12カ月	24	18.6%	1,399	15.9%	198	16.7%
	13～18カ月	10	7.8%	850	9.7%	96	8.1%
	19～24カ月	10	7.8%	552	6.3%	54	4.6%
	25～29カ月	4	3.1%	492	5.6%	52	4.4%
	30カ月～	25	19.4%	2,138	24.4%	284	24.0%
歩行器	1～3カ月	127	27.0%	11,080	27.6%	1,860	35.5%
	4～6カ月	67	14.3%	5,706	14.2%	850	16.2%
	7～12カ月	92	19.6%	6,971	17.4%	877	16.8%
	13～18カ月	50	10.6%	3,652	9.1%	380	7.3%
	19～24カ月	42	8.9%	2,567	6.4%	278	5.3%
	25～29カ月	20	4.3%	1,921	4.8%	191	3.6%
	30カ月～	72	15.3%	8,258	20.6%	799	15.3%
スロープ	1～3カ月	43	42.2%	3,739	33.1%	3,164	41.0%
	4～6カ月	16	15.7%	1,592	14.1%	1,177	15.3%
	7～12カ月	14	13.7%	1,627	14.4%	1,056	13.7%
	13～18カ月	5	4.9%	968	8.6%	593	7.7%
	19～24カ月	9	8.8%	587	5.2%	372	4.8%
	25～29カ月	3	2.9%	558	4.9%	255	3.3%
	30カ月～	12	11.8%	2,219	19.7%	1,092	14.2%

利用者負担額  
における分岐月数

9.4～10.0ヶ月

※単点杖・多点杖における分岐月数

9.9ヶ月

※歩行器（歩行車は除く）  
における分岐月数

13.7ヶ月

※固定用スロープ  
における分岐月数

- (※) 介護保険DB上の平成30年11月から令和3年4月までのデータをもとに種目ごとの同一商品の貸与月数（最大30ヶ月）を算出。  
 (※) 福祉用具貸与を30か月以上利用している者は、一律30か月～として表示している。利用期間の途中で一時的に貸与実績が無いデータは含まれていない。  
 (※) 利用者負担額における分岐月数は、希望小売価格（中央値） / 1ヶ月間の平均貸与価格（中央値）で算出したものを記載。

# 福祉用具貸与事業所における定期モニタリングの頻度及び種目別の実施時期

- 福祉用具貸与事業所における定期モニタリングの頻度については、「原則として6か月に1回」が81.6%と最も多く、種目別に集計して実施時期を比較した場合は、「6か月～9か月未満」で実施している割合が最も多かった。

調査数	原則として1～2か月に1回	原則として3か月に1回	原則として6か月に1回	その他	無回答
359 100.0%	16 4.5%	39 10.9%	293 81.6%	10 2.8%	1 0.3%

【出典】 令和4年度老人保健健康増進等事業「介護保険における福祉用具の利用安全及びサービスの質の向上に資する事業所の体制を強化するための調査研究事業」より作成  
 (一般社団法人日本福祉用具供給協会) ※再掲

種目	調査数		1か月～3か月未満	3か月～6か月未満	6か月～9か月未満	9か月～12か月未満	1年以上	無回答
	実数	割合						
スロープ	92	100.0%	7	12	57	6	5	5
			7.6%	13.0%	62.0%	6.5%	5.4%	5.4%
歩行器	395	100.0%	18	54	266	27	20	10
			4.6%	13.7%	67.3%	6.8%	5.1%	2.5%
歩行補助つえ	114	100.0%	10	21	63	12	7	1
			8.8%	18.4%	55.3%	10.5%	6.1%	0.9%

【出典】 令和3年度老人保健健康増進等事業「福祉用具貸与におけるモニタリング等の実態に関する調査研究事業」より作成  
 (一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会)

## 福祉用具専門相談員による販売後のメンテナンス等の実施状況

- 福祉用具専門相談員による販売後のメンテナンス等の実施については、「利用者・家族から依頼があれば実施（※介護支援専門員等を介して寄せられた相談を含む）」が66.2%と最も多く、次いで「自事業所の福祉用具貸与を提供しているケースのみ実施している」が12.7%であった。

メンテナンス等の実施の有無

件数	基本的には実施していない	利用者・家族から依頼があれば実施 ※介護支援専門員等を介して 寄せられた相談を含む	自事業所の福祉用具貸与を提供 しているケースのみ実施している	一部の種目については実施している	利用している介護保険サービスが福祉用具販売のみ の場合は実施している	全ての種目について実施している	無回答
1434	126	950	182	28	8	73	67
100%	8.8%	66.2%	12.7%	2.0%	0.6%	5.1%	4.7%